



嘯、洪水、堤防決壊等ノコトナシトスル  
モ夏期降雨ノ候ニ入レハ、雨水ト共ニ毒  
水、毒泥渡良瀬川ニ流入シ、渡良瀬川ヲ引  
用灌漑スル地方新田・山田・邑樂・足利  
ノ四郡内二万六千町歩ノ水田ハ收穫皆無  
トナリ、渡良瀬、利根ノ兩川及兩川ニ關聯ス  
ル湖沼即チ赤麻沼其ノ他大小數箇沼ノ魚  
族死滅シ、數十萬農民飢餓ニ困ミ、多數ノ漁  
夫忽チ生活ノ途ヲ失フヘキハ火ヲ睹ルヨ  
リ明ナリ、若夫レ一朝洪水到リ、山海嘯起リ  
堤防ノ決壊スルカ如キコトアラムカ、一府  
五縣、十五郡、百三十七箇町村ハ再ヒ往  
年ノ毒砂漠ト化シ、皇天ノ沃土空シ、荒野  
ニ歸シ、數十萬農民亦飢餓ニ瀕スルヲ免レ  
ス。今日、鑄毒被害地方人民力戦々競タトシ  
テ、其ノ業ニ安ムセサルハ全ク之カ爲ナリ  
斯ノ廣大ナル國土ノ荒廢ト數十萬農民ノ  
被ルヘキ災害ヲ未然ニ防クノ策ヲ講セサ  
ルヘカラス。是レ本質問ヲ提出スル所以ナ  
リ。

ト布達セシ爲人入始メテ茲ニ足尾銅山ノ  
鑿毒ナルコトヲ知ルニ至レリ次ニ衛生試  
験所ノ河水分析アリ古在、横井兩農學博  
士ノ土壤分析及實地試驗等ニ依リ該被害  
地方民ハ足尾銅山ノ鑿毒カ如何ニ恐ル  
キモノナルカフ確實ニ知ルコトヲ得タリ  
然ルニ鑿業主古河市兵衛ハ地方縣會議員  
町村長及地方有力者等ヲ買收シ被害民ノ  
陳情請願ヲ壓迫防害シ一方諸官廳ニ於テ  
ハ鑿毒ノ文字アル文書ハ一切之ヲ受付サ  
ルノ狀態ナリシヲ以テ田中正造翁非常ニ  
之ヲ憤慨シ明治二十三年帝國議會開カル  
ルヤ直ニ政府ニ對シテ其ノ取締ノ怠慢ヲ  
責ムルト同時ニ足尾銅山ニ堆積スル百數  
十萬立方坪ノ毒泥一度洪水ニ依リ渡良瀬  
川ニ流入シ不幸堤防決壊セムカ渡良瀬、  
利根兩川沿岸即チ關東ノ豐饒地ハ毒砂漠  
トナル危險アルコトヲ警告シタリ當時鑿業  
主古河市兵衛ハ陸奥宗光等ト結ヒ歷代閥  
僚及朝野ノ政治家ヲ誑セシ爲田中正造ハ  
狂人ナリ或ハ山師ナリトシテ翁ノ熱烈ナル  
絶叫ニ對シ何等耳ヲ藉ス者ナク一方鑿  
業主ニ欺カレタル言論界亦之ヲ以テ翁ノ  
選舉運動ナリトシテ敢テ顧ミムト欲セ  
ス政府亦斷然タル除害ノ途ヲ講スルコト  
ナカリシヲ以テ明治二十九年大洪水ノ襲  
來スルヤ銅山ニ堆積スル百數十萬坪ノ猛  
烈ナル毒泥一時ニ流出シ利根、渡良瀬沿  
岸、栃木、群馬、埼玉、茨城、千葉、東京  
ノ一府五縣、十五郡、百三十七箇町村實  
ニ十餘萬町歩ノ田畠ヲ不毛ノ毒砂漠トナ  
シ三十餘萬農民全ク其ノ業ヲ失ヒ悲慘  
窮飢餓ニ泣クノ狀態ニ陥レリ  
明治三十年谷千城將軍鑿毒被害地ヲ視察  
シ其ノ被害ノ激甚且範圍ノ廣大ナルニ驚キ  
歸京翌夕ヨリ自身演說場ニ臨ミ慘憺タル  
被害ノ状況ヲ大衆ニ訴ヘ以テ輿論ノ喚起  
ニ努メ農相榎本武揚氏亦被害地視察後責  
任ヲ感シテ直ニ辭職シ大隈侯農相ヲ兼攝  
スルニ及ムテ明治三十年三月二十四日内

ラレ被害農民ノ窮状ヲ審ニ視察セシメタ  
諸新聞ハ先づ争ヒ被害地ノ記事ヲ掲載スル  
マヘリ斯ノ如ク此ノ三月四月ノ兩月ニ瓦  
リ天下ノ輿論ハ轟然トシテ起リ天下ノ志  
士仁人亦憤然蹶起シテ種種ノ會合ヲ催シ  
鑛業主古河市兵衛ニ發セラレタリ當時被  
害地ノ慘狀ハ茲ニ詳述スル迄モナク見渡  
ルニ至レリ同年五月二十七日遂ニ鑛毒豫  
警令ハ恰モ晴天ノ露臺ノ如ク足尾銅山  
防命令ハ切モ晴天ノ露臺ノ如ク足尾銅山  
鑛業主古河市兵衛ニ發セラレタリ當時被  
害地ノ慘狀ハ茲ニ詳述スル迄モナク見渡  
ス限り野ニ一點ノ青物ヲ認ムルヲ得ス鑛  
毒被害ニ依リ其ノ業ヲ奪ハレタル農民ハ  
陸續トシテ他郷ニ轉住シ被害地視察後  
梗本農相ハ全ク戰爭ノ跡ノ如シト謂ヒ廣  
播侍從亦只尺大切ナル國土ノ荒廢ト數十  
萬赤子ノ窮乏ハ實ニ恐レ多キコトナリト  
謂ヒ又三浦將軍ハ聖代ノ一大恨事ナリト  
謂ヒ其ノ被害ノ如何ニ激甚悲惨ヲ極メタ  
ルカハ此等諸士ノ言ニ依テ十分ニ想像ス  
ルニ足ル鑛毒豫防命令ニ接シタル鑛業主  
ハ該命令ノ條項ニ依リ沈澱池濾過池、  
毒泥堆積所ヲ設ケ假令形式的ニモセヨ鑛  
毒ノ流出ヲ防キ他方被害民側ニ於テハ豫  
防命令ハ畏クモ 明治大帝ノ難有御聖慮  
ニ基クモノナリト洩レ承リ共共大ニ農地ノ  
恢復ニ努メタリシモ毒泥ニ蔽ハレタル土  
地ハ五穀ハ素ヨリ雜草サヘ生セサル有様  
ナリシヲ以テ被害農民ハ遂ニ根本的解決  
ヲ要求シ此ノ間児徒集事件アリ田中翁  
ノ直訴事件其ノ他種ナル騒動アリシカ  
如何トモスルヲ得スムナク農民等ハ新  
ニ購入スル以上ノ經費ト勞力トヲ各自負  
擔シ協力以テ或ハ毒泥ヲ地下ニ埋没シ或  
ハ耕地整理ヲ爲シ此ノ毒砂漠ハ漸クニシ  
テ恢復セラレ又一方政府ニ陳情シテ河川  
ノ改良堤防ノ築造等ヲ爲サシメ茲數年來  
漸ク完成ノ域ニ進ミ一昨年全ク完了スル  
ヲ得タリ斯クシテ鑛毒ニ依ル免租地モ昨  
年ヲ期シテ其ノ修正地價ニ依リ納稅スル  
ニ至リ再ヒ豐穰無比一ナリシ毛ノ國ニ復生

奔走スル間ニ皆白髪ノ老人トナリ今日舊被害地ニ五穀實リ再ヒ豐穰ナルモノ國ノ昔ヲ迎ヘムトシツアルハ是レ決シテ遇然ニ非ス何レノ村何レノ部落ニモ國土ヲ奪重シ郷土ヲ愛シ三十有餘年不眠不休ヲ以テ復舊ニ努力セシ涙含シキ歴史ノ在ラサル所ナシ

所ハ凡ソ十萬餘坪ノ大サニシテ大正元年以來足尾銅山鑄業所中最採鑑量ノ多キ本山ノ廢石及製煉所ノ鏝ト稱スル鑄槽ヲ捨テタル所ナルカ同所ハ元松木村ト稱スル木モナク草木ノ根ノ枯死スルト共ニ地皮ハ雨水ニ洗ハレテ岩石露ハレ岩石亦亞硫酸瓦斯ニ依リ酸化シテ砂ノ如ク崩レ雨水ニ伴ハレテ流出シ真ニ荒涼ヲ極ムルノ狀ナリ加ブルニ六尺ノ石垣ヲ以テ毒泥渣ヲ防止スル堤防ト爲セルモ其ノ上ニ少キ所ニテ數十尺多キ所ニテ百尺以上ノ高サニ堆積セル爲ニ大雨一度至リ山海嘯ノ起ルコトアラムカ數十萬立方坪ノ毒泥渣ハ直ニ渡良瀬川ニ直下流入スルハ勿論而モ現ニ石垣ノ弛緩シタル箇所ヨリ丹礪ヲ多量ニ含有スル毒水日夜間断ナク流出シツツアリ之ニ次テ危險ナルハ高原木ノ堆積所ニシテ同所ニハ少クモ二十五萬立方坪ヲ下ラサル毒泥渣堆積サレ其ノ崩落流出ヲ防止スヘキ石垣ハ處處脱落破損ノ狀態ニアリ而モ同所ヨリ流出スル毒水ハ間藤沈澱池ニ導キ沈澱淨澄スヘキ善ナルニ拘ラス現在其ノ毒水ヲ通スル橋ヲ撤去シ爲ニ毒水ハ河流ニ流入シツツアリ小瀧沈澱池及堆積所ノ如キモ其ノ不完全ナルカ爲ニ屢議會ノ問題トナリ殊ニ前年ノ大震災ニ襲ハレ破損ノ箇所亦尠カラサルニ拘ラス今日ニ至ルモ何等修築ヲ施サス數十萬立方坪ノ毒泥渣何時渡良瀬川ニ直下スルヤモ計ラレサルノ狀態ニアリ足尾鑄業所ノ最完全ナリト誇稱スル深澤堆積所ノ如キモ精細ニ點檢スレハ危險ナル箇所専カラス且其ノ重量ト勾配ノ關係ヲ推算スレハ之レ亦數十萬立方坪ノ毒泥渣何時渡良瀬川ニ落下流入スルヤ保證シ得サルノ狀態ナリ又通洞製煉所内ノ廢石、鏝其ノ他有毒泥渣堆積所ノ如キモ高サ九尺内外ノ石垣ヲ以テ圍メルニ拘ラス中央ニ於テハ十數間以上ノ高サニ堆積シ所謂山ノ如シノ文字ヲ如實ニ敢テ爲シ全然豫防命令ヲ無

視セラルノ危険状態ニアリ中才、切幹ノ兩沈澱池ハ交互に使用スヘキモノナルニ拘ラス現ニ三兩沈澱池共毒泥充滿シ僅ニ土俵ヲ以テ其ノ横溢ヲ防キツツアルノ状態ニテ現今ハ全山亞硫酸瓦斯ノ爲ニ一本ノ草木モナク草木ノ根ノ枯死スルト共ニ地皮ハ雨水ニ洗ハレテ岩石露ハレ岩石亦亞硫酸瓦斯ニ依リ酸化シテ砂ノ如ク崩レ雨水ニ伴ハレテ流出シ真ニ荒涼ヲ極ムルノ狀ナリ加ブルニ六尺ノ石垣ヲ以テ毒泥渣ヲ防止スル堤防ト爲セルモ其ノ上ニ少キ所ニテ數十尺多キ所ニテ百尺以上ノ高サニ堆積セル爲ニ大雨一度至リ山海嘯ノ起ルコトアラムカ數十萬立方坪ノ毒泥渣ハ直ニ渡良瀬川ニ直下流入スルハ勿論而モ現ニ石垣ノ弛緩シタル箇所ヨリ丹礪ヲ多量ニ含有スル毒水日夜間断ナク流出シツツアリ之ニ次テ危險ナルハ高原木ノ堆積所ニシテ同所ニハ少クモ二十五萬立方坪ヲ下ラサル毒泥渣堆積サレ其ノ崩落流出ヲ防止スヘキ石垣ハ處處脱落破損ノ狀態ニアリ而モ同所ヨリ流出スル毒水ハ間藤沈澱池ニ導キ沈澱淨澄スヘキ善ナルニ拘ラス現在其ノ毒水ヲ通スル橋ヲ撤去シ爲ニ毒水ハ河流ニ流入シツツアリ小瀧沈澱池及堆積所ノ如キモ其ノ不完全ナルカ爲ニ屢議會ノ問題トナリ殊ニ前年ノ大震災ニ襲ハレ破損ノ箇所亦尠カラサルニ拘ラス今日ニ至ルモ何等修築ヲ施サス數十萬立方坪ノ毒泥渣何時渡良瀬川ニ直下スルヤモ計ラレサルノ狀態ニアリ足尾鑄業所ノ最完全ナリト誇稱スル深澤堆積所ノ如キモ精細ニ點檢スレハ危險ナル箇所専カラス且其ノ重量ト勾配ノ關係ヲ推算スレハ之レ亦數十萬立方坪ノ毒泥渣何時渡良瀬川ニ落付流入スルヤ保證シ得サルノ狀態ナリ又通洞製煉所内ノ廢石、鏝其ノ他有毒泥渣堆積所ノ如キモ高サ九尺内外ノ石垣ヲ以テ圍メルニ拘ラス中央ニ於テハ十數間以上ノ高サニ堆積シ所謂山ノ如シノ文字ヲ如實ニ敢テ爲シ全然豫防命令ヲ無

步ヲ敷地トシテ一方ハ山ニ倚リ三方ハ高サ四間ノ石垣ヲ以テ園ミタルモノナリシモ中才、切幹兩沈澱池ノ毒泥渣ヲ日日鐵索ヲ以テ堆積所在方ノ山上ニ運ヒ山上ヨリ堆積所ニ落付堆積シツツアルモ稍水分ノ去レル泥渣ヲ堤防ノ如ク高サ五十尺乃至六十尺積ミ重ネ其ノ中ニ半流動體ノ毒泥渣ヲ充満セシメ凡ソ二十萬立方坪ヲ堆積シ之ヲ土俵又ハ杭ニ桶ヲ懸ケ之ニ席ヲ蔽ヒシモノヲ以テ之カ外部ニ流出スルヲ防キツツアルモノニシテ其ノ危険ナルコト累卵ノ危キト謂ハムカ危機一髮ト謂ハムカ正ニ輕技以上ノ曲藝ニシテ本年二月二十五日ノ如キハ其ノ壓力ノ爲ニ石垣二十餘間ヲ破壊シ十數萬立方尺ノ毒泥渣隣地ニ流出シ根本倉吉氏所有ノ二十餘坪ノ住宅ヲ破壊セリ夫若シ大降雨ノ日ナラムカ此ノ毒泥渣ハ山上ヨリ流下スル雨水ト共ニ渡良瀬川ニ流入スルハ明ニシテ幸ヒ此ノコトナカリシハ僥倖ト謂フヘキナリ要スルニ現在足尾銅山鑄業所ハ昨年以來此ノ毒泥渣ハ山上ヨリ流下スル雨水ト共ニ渡良瀬川ニ流入スルハ明ニシテ幸ヒ此ノコトナカリシハ僥倖ト謂フヘキナリ要スルニ現在足尾銅山鑄業所ハ昨年以來

質問第一 農林大臣ハ我國カ開墾助成法設ケア耕地ノ增加ヲ圖リツツアルニ拘ラス昨年來足尾銅山鑄業主カ豫防命令ニ背キ沈澱池ヲ溢ラシ毒泥渣ヲ放棄シ全然豫防設備ノ破損ヲ修繕セサル等ニ因リ渡良瀬川ヲ引用灌漑スル山田、新田、邑樂、足利ノ四郡二萬六千町歩ノ水田再び其ノ害ヲ被り收穫皆無トナリ次テ荒廢ニ歸セムトスルノ危機ニ類セリ農林當局ハ商工省ヲシテ鑄業主ニ命シ應急豫防設備ヲ爲サシメ此ノ災害ヲ未然ニ防カムトスルノ意思ナキヤ如何答辯第一 足尾銅山ニ因ル渡良瀬川沿岸ノ鑄毒蚊ニ灌漑水量ノ缺乏ニ關シテハ當局ニ於テモ夙ニ留意シニ昨年來特ニ數名ノ係官ヲ派遣シ目下銳意調査研究中ニ屬スルヲ以テ其ノ結果ヲ待テ必要ニ應シ適當ノ方策ヲ講スヘシ

質問第二 政府ハ水產ノ發達ヲ企畫シ各河沼ノ魚族ノ繁殖ヲ圖リツツアルカ如シ然ルニ足尾銅山ノ鑄毒豫防設備ノ破損及毒泥渣放棄等ノ現状ヲ此ノ儘放任セハ夏期ニ入リ雨水ト共ニ毒泥渣下シ明治三十九年ノ鑄毒被害當時ノ如ク必ス渡良瀬利根兩川及之ニ關聯スル赤麻沼其ノ他ノ湖沼及支川ノ魚族絶滅スルニ至ルヘキハ火フルヨリモ明ナリ農林大臣ハ商工省ヲシテ此ノ災害ヲ未然ニ防カシムルノ意思ナキヤ如何答辯第二 足尾銅山ノ鑄毒豫防命令ヲ遵守セシメムコトヲ要求セサルヲ得サル所

ヲ爲サスシテ明治三十年五月二十七日鑄

五年、昭和元年度末迄ニ三萬二千二百餘圓ノ經費ヲ支出シ國土保安水源ノ涵養ヲ圖リ

開墾ノ禁止制限ヲ爲ス等森林法ニ依ル制限復舊ニ努メタル外大正十一年度以降ニ於テ

モ經營事業トシテ相當ノ施設ヲ怠ラサルモ到底所ノ效果ヲ擧クルコト能ハサルヲ以テ徹底の三施設ヲ爲スノ要アルヲ認メ之レ

カ計畫ニ付考究中ナリ又關係流域ノ民有林ニ對シテハ土砂干止、

防設備、砂防植栽ヲナス等銳意荒廢ノ防止

業トシテ足尾國有林復舊事業ヲ成し大正十

年迄ノ間ニ於テ經費八十萬圓ヲ支出シ砂

沈澱池ヲ溢ラシ毒泥渣ヲ放棄シ全然豫防設

備ノ破損ヲ修繕セサル等ニ因リ渡良瀬川ヲ引用灌漑スル山田、新田、邑樂、足利ノ四郡二萬六千町歩ノ水田再び其ノ害ヲ被り收穫皆無トナリ次テ荒廢ニ歸セムトスルノ危機ニ類セリ農林當局ハ商工省ヲシテ鑄業主ニ命シ應急豫防設備ヲ爲サシメ此ノ災害ヲ未然ニ防カムトスルノ意思ナキヤ如何

答辯第一 足尾銅山ニ因ル渡良瀬川沿岸ノ鑄毒蚊ニ灌漑水量ノ缺乏ニ關シテハ當局ニ於テモ夙ニ留意シニ昨年來特ニ數名ノ係官ヲ派遣シ目下銳意調査研究中ニ屬スルヲ以テ其ノ結果ヲ待テ必要ニ應シ適當ノ方策ヲ講スヘシ

質問第三 政府ハ保安林ノ設定、造林ノ奨励等水資源養成力ムルカ如シ然ルニ足尾銅山ノ煙毒ハ脫硫設備不完全ナル爲日光御料林ヲ以テ被害地方人民ハ一日千秋ノ思ヲルヲ以テ被害地方人民ハ一日千秋ノ思ヲ

ノ方策ヲ講スヘシト言明セラレ第三質問ニ對シテハ徹底的施設ノ必要アリト認メ

之カ計畫ニ付考究中ナリト答辯セラレタ

ノ方策ヲ講スヘシト言明セラレ第三質問ニ對シテハ徹底的施設ノ必要アリト認メ

之カ計畫ニ付考究中ナリト答辯セラレタ

木縣下ノ足利郡、群馬縣下ノ新田、邑樂、

山田ノ三郡二萬六千町歩ノ水田ヲ耕作ス

ル農民ハ鑄毒豫防命令ノ徹底期シ難ク增

水每ニ多少ノ鑄毒流下シ若一朝大洪水到

川ノ水量ハ平時ニ於テ三十年前ノ三分ノ一減少シ之カ爲下流一帶ハ灌漑用水ノ缺乏ニ困シメリ農林大臣ハ商工省ヲシテ鑄業主ヲ以テ其ノ横溢ヲ防キツツアルノ状態ニ

堆積所ハ同鑄業所最後ノ築造ニ係リ大正五年民家ノ敷地約十町歩ヲ購入シ内七町

路ニ流出シ渡良瀬川ニ流入シツツアリ原堆積所ハ同鑄業所最後ノ築造ニ係リ大正

五年民家ノ敷地約十町歩ヲ購入シ内七町

シテ而モ降雨ノ日ハ毎ニ毒水處處ヨリ道

沈澱池ハ交互に使用スヘキモノナルニ拘

ラス現ニ三兩沈澱池共毒泥充滿シ僅ニ土俵

ヲ以テ其ノ横溢ヲ防キツツアルノ状態ニ

シテ現今ハ全山亞硫酸瓦斯ノ爲ニ一本ノ草

木モナク草木ノ根ノ枯死スルト共ニ地皮

ハ雨水ニ洗ハレテ岩石露ハレ岩石亦亞硫

酸瓦斯ニ依リ酸化シテ砂ノ如ク崩レ雨水

ニ伴ハレテ流出シ真ニ荒涼ヲ極ムルノ状態ニ

ナリ加ブルニ六尺ノ石垣ヲ以テ毒泥渣ヲ

防止スル堤防ト爲セルモ其ノ上ニ少キ所

ニテ數十尺多キ所ニテ百尺以上ノ高サニ

堆積セル爲ニ大雨一度至リ山海嘯ノ起ル

コトアラムカ數十萬立方坪ノ毒泥渣ハ直

ニ渡良瀬川ニ直下流入スルハ勿論而モ現

ニ石垣ノ弛緩シタル箇所ヨリ丹礪ヲ多量

ニ含有スル毒水日夜間断ナク流出シツツア

リ之ニ次テ危險ナルハ高原木ノ堆積所

ニシテ同所ニハ少クモ二十五萬立方坪ヲ

下ラサル毒泥渣堆積サレ其ノ崩落流出ヲ

防止スヘキ石垣ハ處處脱落破損ノ状態ニ

アリ而モ同所ヨリ流出スル毒水ハ間藤沈

澱池ニ導キ沈澱淨澄スヘキ善ナルニ拘ラ

ス現在其ノ毒水ヲ通スル橋ヲ撤去シ爲ニ

毒水ハ河流ニ流入シツツアリ小瀧沈澱池

及堆積所ノ如キモ其ノ不完全ナルカ爲ニ

屢議會ノ問題トナリ殊ニ前年ノ大震災ニ

襲ハレ破損ノ箇所亦尠カラサルニ拘ラス

今日ニ至ルモ何等修築ヲ施サス數十萬立

方坪ノ毒泥渣何時渡良瀬川ニ直下スルヤ

モ計ラレサルノ状態ニアリ足尾鑄業所ノ

最完全ナリト誇稱スル深澤堆積所ノ如キ

モ精細ニ點檢スレハ危險ナル箇所専カラ

ス且其ノ重量ト勾配ノ關係ヲ推算スレハ

之レ亦數十萬立方坪ノ毒泥渣何時渡良瀬

川ニ落付流入スルヤ保證シ得サルノ状態

ナリ又通洞製煉所内ノ廢石、鏝其ノ他有

毒泥渣堆積所ノ如キモ高サ九尺内外ノ石

垣ヲ以テ圍メルニ拘ラス中央ニ於テハ十

數間以上ノ高サニ堆積シ所謂山ノ如シノ

文字ヲ如實ニ敢テ爲シ全然豫防命令ヲ無

是レ本質問ヲ提出シテ當局ノ注意ヲ促シ

監督ヲ嚴ニシ鑄業王ヲシテ豫防命令ヲ遵

守セシメムコトヲ要求セサルヲ得サル所

以ナリ

農林大臣ニ對スル質問

第一 本員カ第五十五回議會ニ於テ足尾

銅山鑄煙毒問題ニ關シ農林大臣ニ質問シ

タルニ對スル農林大臣ノ答辯ハ實ニ誠意

アル紳士的答辯ニシテ且事實ヲ明瞭率直

ニ答辯セラレタルハ本員ノ最満足スル所

ナルノミナラス之ノ誠意アル答辯アリシ

ヲ以テ鑄毒襲來ノ危險ニ直面シテ戰戰兢

兢タル被害地方ノ民心ヲ和々人心ノ激發

惡化ヲ緩ウセリ即チ質問及答辯ノ要點左

ノ如シ

質問第一 農林大臣ハ我國カ開墾助成法

ヲ設ケア耕地ノ增加ヲ圖リツツアルニ拘ラ

ス昨年來足尾銅山鑄業主カ豫防命令ニ背キ

沈澱池ヲ溢ラシ毒泥渣ヲ放棄シ全然豫防設

備ノ破損ヲ修繕セサル等ニ因リ渡良瀬川ヲ

六十尺積ミ重ネ其ノ中ニ半流動體ノ毒泥

渣ヲ充満セシメ凡ソ二十萬立方坪ヲ堆積

シ之ヲ土俵又ハ杭ニ桶ヲ懸ケ之ニ席ヲ蔽

去レル泥渣ヲ堤防ノ如ク高サ五十尺乃至

六十尺積ミ重ネ其ノ中ニ半流動體ノ毒泥

渣ヲ充満セシメ凡ソ二十萬立方坪ヲ堆積

シ之ヲ土俵又ハ杭ニ桶ヲ懸ケ之ニ席ヲ蔽

</

レハ往年ノ如キ被害アルヘキヲ恐レツツ  
アリ且煙毒ニ因ル水源林ノ枯死甚シケ年  
年灌漑期ニ水量激減シ渴水ニ困シムカ故  
ニ群馬縣下ニ計畫セラレアル利根川水系ニ  
以テ現在引用シツツアル渡良瀬川水系ニ  
依ル各用水ニ代ヘムコトヲ希望シ居レリ  
農林當局ハ内務當局ト協力シ速ニ大正用  
水ヲ完成セムトスルノ意思ナキヤ如何  
商工大臣ニ對スル質問  
第一 本員ハ足尾銅山鑿毒問題ニ關シ第  
五十一回議會ニ於テ商工大臣ニ質問シタ  
ル第一項ニ於テ  
商工大臣ハ足尾銅山ヨリ流出スル鑿毒ニ爲  
ニ曾子板木群馬茨城千葉埼玉東京ノ一  
府五縣内ノ十五郡百三十五箇町村カクノ被  
害ヲ被リ農作物ノ收穫皆無トナリ人體ノ健  
康ヲ害シタルコトアリ明治三十一年五月二十  
七日鑿山監督署長ヨリ鑿業主ニ對シ鑿毒豫  
防命令ヲ發シ此ノ豫防命令ニ基ク豫防施設  
ニ因リ鑿毒ノ流下ヲ少カラシメ漸ク鑿毒豫  
防命令ヲ發シ豫防設備ヲ充分ナラシ  
被害地十數萬町歩ノ土地ヲ恢復シ以テ該地  
方ノ治安ヲ維持シツツアルヲ知ルヤ如何  
ト質問セリ之ニ對シ商工大臣ハ  
足尾銅山鑿毒ノ防止ニ關シ明治三十年前後  
ヨリ朝野ノ問題トナリ政府ハ鑿毒調査委員  
會ヲ設ケテ之カ調査研究ヲナサシメ之ニ基  
キテ明治三十年五月二十七日三十七項ニ瓦  
ル豫防命令ヲ發シ豫防設備ヲ充分ナラシ  
メ爾來今日ニ至ル迄有害物ノ流下ヲ防止シ  
地方ノ治安ヲ維持シツツアリト答辯セリ  
商工大臣答辯中所謂三十七項ノ豫防命  
令トハ鑿業條例第五十九條ニ依リ明治三十  
一年五月二十七日東京鑿山監督署長南挺  
三ノ發シタル豫防命令ヲ指スモノナルヘ  
シ  
蓋シ政府ハ該豫防命令ニ依リ明治三十年  
五月以來多少豫防設備ヲ爲サシメタリト  
雖其ノ設備不完全ニシテ鑿毒ノ流下甚シ  
ク之カ爲ニ彼ノ児徒嘯集事件其ノ他被害  
民ノ猛烈ナル大民衆運動起リ明治三十七  
年ニ到リ豫防工事ノ大改革ヲ命シ漸ク激  
烈ナル鑿毒ノ流下ヲ防キ民心ヲ緩和シツ  
ツアルナリ而モ前述ノ如ク昨年以來政府

カ足尾銅山ニ對スル監督ヲ緩シタル結果豫防命令三十七項ハ殆ド空文ニ歸シ毫モ遵守セラレス沈澁、濾過、脫硫ノ諸施設疏略トナリ數箇所ノ毒泥澗堆積所ハ荒廢シ激毒流下ノ危険刻々ニ加ハルヲ以テ人心安ムセス之力爲ニ渡良瀬川ノ河水ヲ引用スル各町村ノ町村長町村會議員用水組合役員等數百名ノ連署ヲ以て絶ヘス商工大臣並各關係官廳及上下兩院等ニ豫防命令ヲ嚴守セシメラレ度旨陳情シツツアリ且同一政府ノ下ニアル農林省ハ足尾銅山ノ鑄毒除害施設不十分ニシテ山林、田畠、河沼ニ相當被害アルコトヲ認メ居ルハ本員ノ質問ニ對スル農林大臣ノ答辯ニ依リ明ナリ今日商工大臣ハ治安ハ維持セラレツツアリト答辯スレトモ是レ全ク事實ヲ無視シ徒ニ鑄業主ヲ庇護スルノ答辯ナリ被害地方人民カ靜肅ヲ保ツハ昭和聖代ノ國家ヲ信シ爲政者ヲ信シ敢テ騷擾ニ涉ルカ如キ舉ニ出テストモ合法的手段ニ依テ其ノ目的ヲ達成シ得ムト期待シ居レルカ爲ナリ商工大臣ハ被害地方人民カ最後の手段三訴ハサル限り人心如何ニ戰戰兢兢タルモ人民カ如何ニ困難ヘルモ如何ニ國土荒廢ノ虞アルモ治安ハ維持サレ居ルモノトシテ此ノ儘放任シ豫防命令ヲ嚴守セシムル意思ナキヤ如何

ニ雨水ト共ニ氾濫スルヲ以テ渡良瀬川ノ  
合流セル利根下流迄ノ水色青白色トナリ  
之ヲ灌漑セル水田ノ稻作ヲ害シ用水堀及  
水田ニ棲息セル魚族蟲類ヲ死滅セシメ渡  
良瀬川、赤麻沼其ノ他之ニ關聯セル河沼  
ノ魚族ヲ一掃ス之力爲ニ赤麻沼ノ魚族ヲ  
捕ヘテ生計トナセル同地數千ノ漁業者ハ  
今ヤ全部轉業シ僅ニ娛樂的ニ漁業ヲ爲ス  
者數名アルノミ而シテ此ノ數名ノ人人ノ  
謂フ所ニ依レハ役人ヨリ魚類ノ方カ利巧  
ニシテ役人ハ豫防命令嚴守セラレ流毒ノ  
虞ナシト主張シ居レルモ魚類ノ方ハ降雨  
アリ增水シテ毒流來ラムトスル一二時間  
以前ニ恩川「ウヅコ川」等ニ逃避シ減水シ  
テ流毒稀薄トナルヲ待テ再ヒ赤麻沼ニ來  
リ又川崎、足利邊ニ迄上リ行クナリ云々  
ト松木堆積所ノ現状ヲ視察シ又此等ノ事  
實ニ徵スルモ足尾銅山鑄業王カ豫防命令  
ヲ遵守セサル事實最明瞭ナリ商工大臣ハ  
猶豫防命令ハ嚴守セラレ居レリト主張ス  
ルヤ如何

第三 本員カ第五十五回議會ニ於テ商工大臣ニ質問シタル第五要點ト商工大臣ノ答辯ノ要旨トハ左ノ如シ

質問 足尾銅山原毒泥渣堆積所ニ於ケル毒泥渣ノ堆積量ハ其ノ適當ノ堆積量ニ數倍シ  
爲ニ毒泥落下ノ危険甚シク僅ニ板闇、棚ヲ  
以テ其ノ落下ヲ防ギツアリ現ニ本年二月  
二十五日ノ如キハ民家ニ落下シテ之ヲ破壊  
セリ斯ノ如キハ豫防命令第十項及第十三項  
ノ條文ニ違反スルモノニシテ現ニ鑄造所ハ  
民家ヲ破壊セサル程度ノ急施工事中ナリト  
雖此ノ急施工事ノ如キハ單ニ三人家ニ對スル  
危險ヲ防クノミノ工事ニシテ鑽毒流出ニ對  
シテハ毫モ効力アルモノニ非ス商工大臣ハ  
此ノ昨年來ノ不當ナル堆積ニ對シ監督官ヲ  
シテ何等監督ヲ爲サシメサリシ理由如何  
答辯 泥渣堆積場ノ周圍ハ極メテ堅固ナル  
石垣ヲ築シ更ニ其内部ニ土俵積ヲ施シ以  
テ堆積物ノ逸出ヲ防止シ且過當ノ堆積ヲ爲  
ササル様監督ヲナシシメツアリタルニモ  
拘ラス本年二月中偶々少童ノ堆積泥渣ノ流  
出(河川ニ關係ナキ方面民有地約三十坪)ヲ  
見タルハ遺憾ナリ依テ今後ニ於テモ一層周  
到ナル注意ヲ加ヘシシタルヲ以テ當業者ニ  
於テ更ニ萬全ヲ期スル爲メ堆積場約六千坪  
ノ増設計畫ヲ立テ既ニ之カ工事ニ著手セリ  
右ノ答辯ニ依レハ當業者ニ於テ更ニ萬全  
ヲ期スル爲原堆積場ハ約六千坪ノ増設計  
畫ヲ立テ既ニ之カ工事ニ著手セリトアル  
モ其ノ實足尾銅山鑄業主カ現在著手シツ  
ツアルハ約一千坪以下ノ堆積場ニシテ而  
モ其ノ構造ハ全ク豫防命令第十三項ノ指  
定シタル高サ九尺以上幅上部二尺以上下  
部五尺以上ノ石垣又ハ煉瓦塀ヲ築造スヘ  
シトアルニ反シ高サ二間内外直徑五六寸  
等ノ設備ヲ爲サス現ニ此ノ不完全ニシテ  
豫防命令ニ反スル堆積所ニ山ノ如ク毒泥  
渣ヲ堆積シ居レリ政府ハ何故ニ此ノ違法  
且未完成ノ堆積場ニ毒泥渣ヲ堆積セシメ  
タルヤ其ノ理由如何

百立方坪ノ毒泥渣、毒砂礫ヲ生シツツアリテ下流人民ヲ脅威シ且絶ヘス鑛毒煙毒ノ問題紛糾シツツアル銅山ナリ商工大臣ハ就任後此ノ重大案件ヲ有スル足尾銅山ノ鑛毒豫防施設ヲ實地観察シタリヤ其ノ年月日如何

内閣總理大臣ニ對スル質問

足尾銅山鑛毒被害地方ノ町村長用水組合役員等數百名ノ連署ヲ以テ年商工大臣農林大臣内務大臣總理大臣及貴衆兩院ニ對シ鑛業法ヲ改正シ鑛業主カ鑛毒煙毒等ニ因リ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ假令故意ニ非サル場合ト雖相當ノ損害ヲ支拂フ義務アルコトヲ明記セル條文ヲ加ヘラレ度旨請願シ衆議院ニ於テハ度此ノ請願ヲ相當ノ理由アリトシテ採擇シ政府ニ送付シ居レリ政府ハ其ノ願意ヲ容レ公益保護ノ爲鑛業法ノ改正ヲ爲ス意思ナキヤ如何

昭和四年二月五日

内閣總理大臣 男爵田中 義一

衆議院議長元田肇殿

衆議院議員栗原彦三郎君提出足尾銅山鑛毒ニ關スル質問ニ對スル内閣總理大臣答辯書

鑛業主ノ賠償義務ニ付質問ノ趣旨ノ如キ規定ヲ鑛業法中ニ設クベキヤ否ハ我國監督責任ニ關スル一般法制上ノ根本問題ニモ觸ル問題ナルヲ以テ此點ニ付テハ目下慎重考究ヲ爲サシメツツアリ

昭和四年二月五日

内閣總理大臣 男爵田中 義一  
衆議院議員栗原彦三郎君提出足尾銅山鑛毒ニ關スル質問ニ對スル内閣總理大臣答辯書

第一 豫防命令ニ就テハ昨年來監督ヲ緩ニシタル事實毫モナク、從來ト同様之ヲ嚴守勵行セシメツツアリ

第一 (イ) 松木堆積場ノ石垣ハ堅固ニシテ破壊ノ箇處ナク降雨ノ際ニ於ケル雨水ハ扞止石垣ノ外側ニ沿ヒテ設ケラレタル排水溝ニヨリテ場外ニ導キ一旦砂集地ニ依リテ土砂ヲ沈定シタル後木樁ニヨリテ本山向間藤淨水場ニ導キ沈澱

及濾過ヲ實施シ除害ノ實ヲ舉ゲツツアリテ毒水ヲ河中ニ流入シ之ニヨリテ水质ヲ變スルガ如キ豫防命令無視ノ事實ヲ認メズ

(ロ) 従來松木堆積場ヨリノ鑛水桶ヲ架設セル橋梁ハ鑛水桶ノ改修ニ當リテ之ヲ單獨ノ吊橋ニ改メタル爲舊來ノモノヲ撤去シタル事實ハ之ヲ認ムルモ同堆積場ニ至ル道路、橋梁ヲ故意ニ破壊シタルコトナク對岸ヘノ交通ハ下流九藏川トノ合流點附近ニ架設シアル橋梁ニ依ルコトヲ得、觀察上何等支障ナキモノト認ム、昭和二年以降特ニ松木堆積場ヲ觀察シタル鑛山監督局員ノ氏名及年月日ハ左ノ如シ

昭和二年五月五日

技師佐分利輝 一 技手渡邊 誠

同三年九月十日 技師阿部直太郎

第三 原堆積場ハ曩ニ六千坪ノ區域ニ至リ其ノ設置ヲ認可シ其ノ後更ニ之ヲ増加擴張シテ一万二千坪トナスコトヲ客年十一月二十三日附認可シ豫防命令ニ依ル設計ニ基キ工事進捗中ナリ、而シテ質問書中所謂一千坪ノ地域ハ右堆積場ノ内部ニ當ルト雖モ差當リ之ヲ使用セントスルモノナルガ故ニ更ニ其ノ區域ニ對シテハ堆積物ノ崩壊、滲透水ノ漏出ヲ防止スルニ足ルベキ堰堤ヲ設ケシメ場内水ハ悉ク集水池及濾過池ヲ經テ放水セラルルヲ以テ之ニ堆積セシムルモ支障ナキモノト認ム

昭和四年二月五日

提出者 漢那 憲和 外一名

八重山山林開拓ニ關スル質問主意書

右及答辯候也

第一 灌溉ニ關スル調ハ相當長期ニ亘フテ其ノ變遷ヲ觀測スルノ要アリ目下尙繼續中ニ屬ス

第二 利根川水系ノ魚族繁殖施設ニ對シテハ昭和二年及三年ニ亘リ補助ノ途ヲ講ジツハアルヲ以テ利根、渡良瀬兩川及赤麻沼等ニモ相當ノ好影響アル見込ナルモ尙將來之等河沼ノ魚族ノ狀況如何ニヨリテハ更ニ適當ノ方策ヲ講スヘシ

第三 林野ノ荒廢ノ防止及復舊ニ付テハ注意ヲ怠ラサル所ナルモ更ニ裸地及激害地區域ノ溪流ニ堰堤其他ヲ築造シ土砂ノ流失ヲ防止シ併セテ尙崩壊ノ憂アル土砂ノ安定ヲ圖ル計畫ニ付目下考究中ナリ

大正用水ノ完成ハ希望スル所ナルモ其ノ計畫ノ内容ニ付テハ尙考慮ヲ要スルモノアリ目下研究中ニ屬ス

右及答辯候也

昭和四年二月五日

農林大臣 山本悌二郎

八重山山林開拓ニ關スル質問主意書

右成規ニ據り提出候也

昭和四年一月二十四日

提出者 漢那 憲和 外一名

八重山山林開拓ニ關スル質問主意書

右及答辯候也

昭和四年一月二十四日

農林大臣 山本悌二郎

八重山山林開拓ニ關スル質問主意書

右及答辯候也

昭和四年一月二十四日

農林大臣 山本悌二郎

八重山山林開拓ニ關スル質問主意書

右及答辯候也

昭和四年一月二十四日

農林大臣 山本悌二郎

八重山山林開拓ニ關スル質問主意書

右及答辯候也

モ看過シ能ハサル所ナリ然ルニ不幸ニシテ土地風土病猖獗ナルト交通不便ナルカ爲舊藩時代ニ折角獎勵シタル開墾移民モ或ハ死滅シ或ハ退散シ廢墟トナリタル村落數個ヲ數フルノミナラス殘存スル部落モ凋衰甚シク天與ノ寶庫今ハ全ク顧ミラレサル狀態ナリ啻ニ國家經濟上看過シ得サルノミナラス亦人道上默止スルコト能ハサル所ナリ而シテ其ノ開拓ニハ前記ノ二大障碍ヲ除去セサレハ成功到底覺束ナク從テ小規模小資本ノ開墾計畫ノ能クスル所ニ非ス是ニ於テカ立木伐採ヲ目的ニサル所ニ藉リテ山林ノ拂下又ハ貸下ヲ出願スル者多カリシカ就中人口ニ膚疾スルモノハ大正二年知事高橋琢也氏カ男爵園田安賢氏ニ石垣島宇川平ノ村有林三千數百町歩ノ立木ヲ不當ノ廉價ヲ以テ拂下ケタルコドリ本件ハ累ヲ後年ニ及ホシ今方ニ係争中ナリ又最近政府ハ西表島宇吉見ノ國八重山興業合資會社(資本金七萬五千圓)代表者伊野邊某ニ貸下ケタリ

右國有林貸下ノ報一度傳ハルヤ沖繩縣ニ於テハ反對ノ輿論翕然トシテ勃興シタルヲ以テ事態容易ナラスト思惟シ本員等ハ即時調査ノ上當局ニ警告シ其ノ不許可ヲ要望スル所アリタリ

伊野邊某ハ關係地方ニ於テ彼ヲ一利權屋ト見ル外一個無名ノ人物ナリ而シテ從來利權屋ノ背後ニハ屢政府與黨ノ廢手ノ延フルアリ本件亦此ノ疑惑濃厚ナリシヲ以テ本員等ノ警報此ノ點ニ觸レシハ勿論ナレトモ更ニ重大視シタルハ資本金僅ニ七万五千圓ノ小規模計畫ヲ以テ開墾ノ目的ヲ達成セムコト從テ貴重ナル立木ハ伐採セラレテ私腹ヲ肥スノ料トナリ猛烈ナル「マラリヤ」ハ遺リテ地方民ノ健康ヲ奪フコト益甚シカラムトス此等ノ警報ヲ無視シ遂ニ不當ノ貸下ヲ敢行シタル政府ノ責任ハ重大ト謂フヘシ

抑人口食糧問題ノ解決ハ目下朝野ノ頭ヲ惱マシツツアル重要事ナリ朝鮮ニ產米增ミ且地味肥沃ナルヲ以テ之カ開拓ハ何人







前二項ノ取消處分ニ不服アル府縣會又

ハ府縣參事會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項及第二項ノ取消處分ハ府縣會又

ハ府縣參事會開會中ニ非ザルトキハ府

縣知事ハ直ニ之ヲ告知スベシ

第八十三條 府縣會又ハ府縣參事會ノ議決明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ府

知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ内務大臣ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ府縣知事ハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ内務大臣ノ指揮ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リタル府縣會又ハ府縣參事會ノ議決仍明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ府縣知事ハ内務大臣ノ指揮ヲ請フベシ

府縣參事會又ハ府縣參事會ノ議決收支ニ關シ執行スルコト能ハザルモノアリト認ムルトキハ前一項ノ例ニ依ル左ニ掲グ

此費用ヲ削除シ又ハ減額シタル場合ニ於テ其ノ費用及之ニ伴フ收入ニ付亦同

一 法令ニ依リ負擔スル費用、當該官廳ノ職權ニ依リ命ヅル費用其ノ他ノ府縣ノ義務ニ屬スル費用

二 非常ノ災害ニ因ル應急又ハ復舊ノ施設ノ爲ニ要スル費用、傳染病豫防ノ爲ニ要スル費用其ノ他ノ緊急避クベカラガル費用

第八十四條 削除

第八十五條 府縣會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ、第五十四條ノ除外ノ爲會議ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ府縣知事ニ於テ府縣會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ府縣知事ハ府縣會ノ權限ニ屬スル事件ヲ府縣參事會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ又ハ第七十四條第一項但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルトキハ府

縣參事會成立セザルトキ、招集ニ應ゼザルトキ又ハ第七十四條第一項但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハザルトキハ府

請ヒ其ノ議決スベキ事件ヲ處分スルコトヲ得

府縣參事會ノ決定、裁決又ハ裁定又ベキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル府縣知事ノ處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準ジ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前四項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ府縣知事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府縣參事會又

知事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府縣參事會又

前項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ府縣

知事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府縣參事會又

二條被相續人ニ對シ其ノ相續開始嗣ノ事實ニ付賦課セラルベキ府縣稅ヲ納ム義務ヲ負フ

之ヲ市長ハ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲ經テニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ其ノ申立ヲ受ケタルヨリ十四日以内ニ之ヲ決定シ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正シ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ修正セシムベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會又

ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ府縣

知事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府縣參事會又

第二十一條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縦覽期間内ニ

之ヲ市長ハ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲ經テニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ハ其ノ申立ヲ受ケタルヨリ十四日以内ニ之ヲ決定シ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正シ第六條ノ市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ修正セシムベシ

前項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ府縣

知事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府縣參事會又

ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政

裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ府縣

知事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ府縣參事會又



市税トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノ  
左ノ如シ

一 直接國稅及府縣稅ノ附加稅  
二 地租、家屋稅及戶數割

三 特別稅

第一百九條ノ二 合併後存續スル法人又

ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ

因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併前

ノ事實ニ付賦課セラルベキ市稅ヲ納ム

ル義務ヲ負フ

相續人又ハ相續財團ハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前

ノ事實ニ付賦課セラルベキ市稅ヲ納ム

ル義務ヲ負フ

第一百三條中「市稅及其ノ賦課徵收」ヲ

「市稅ノ賦課徵收」三改ム

第一百四十六條第二項中「選舉人名簿又ハ」

ヲ削ル

第一百六十五條 削除

第一百六十六條 削除

第一百六十七條 左ニ掲タル事件ハ府縣知

事ノ許可ヲ受クベシ但シ第一號、第四

號、第六號及第十一號ニ掲タル事件ニ

シテ勅令ヲ以テ指定スルモノハ其ノ定

ム所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベ

シ 第百十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更

四 使用料ヲ新設シ又ハ變更スルコト

五 均一ノ稅率ニ依ラズシテ國稅又ハ

府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スルコト

六 特別稅ヲ新設シ又ハ變更スルコト

七 第百二十二條第一項、第二項及第

八 四項ノ規定ニ依リ數人又ハ市ノ一部

ニ費用ヲ負擔セシムルコト

九 第百二十四條ノ規定ニ依リ不均一

ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一部

夫役現品ヲ賦課スルコト但シ急迫ノ

場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限  
ニ在ラズ

十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

十一 市債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利  
息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之  
ヲ變更スルコト但シ第百三十二條第  
三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

第一百七十條第一項中「懲戒審查會ノ議決  
ヲ改メ同條第四項但書ヲ削リ同條第

六項ヲ左ノ如ク改ム

懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間

北海道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベ

キモノノ公職ニ就クコトヲ得ズ

附 則

本法中第百十七條ノ改正規定ハ昭和六年

度分ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行

ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

第三 町村制中改正法律案(政府提出)

第一 読會

町村制中改正法律案

町村制中改正法律案

第十八條ノ三 選舉人名簿ニ關シ關係者

ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ之

ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合

ニ於テハ町村長ハ其ノ申立ヲ受ケタル

日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定シ名簿ノ

修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正スペ

シ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會

ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ行政

裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村

長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ決定ヲ爲シタルト

キハ町村長ハ直ニ其ノ領地告示スベ

シ同項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルトキ亦同ジ

第十八條ノ四第三項乃至第五項ヲ左ノ如

トキ改ム

前條第二項又ハ第三項ノ場合ニ於テ裁  
決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿  
ノ修正ヲ要スルトキハ町村長ハ直ニ之  
ヲ修正スベシ

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルト  
キハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ  
區劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スベシ

第十八條ノ五 第三項中「異議申立ニ對  
スル町村會ノ決定」ヲ異議ノ決定ニ改ム

トキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ  
區劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ告示スベシ

投票分會ヲ設クル場合ニ於テ必要アル  
トキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ  
區劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スベシ

第十八條ノ五 第三項中「異議申立ニ對  
スル町村會ノ決定」ヲ異議ノ決定ニ改ム

トキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ  
區劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ告示スベシ

第四十三條中「町村長又ハ監督官廳」ヲ  
「關係行政廳」ニ改ム

第四十七條第一項中「議員定數三分ノ一  
以上ノ請求アルトキハ」ヲ「議員定數ノ三分  
ノ一以上ヨリ會議ニ付スベキ事件ヲ弾  
シタルモノト看做ス

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

第五十一條 法律勅令ニ依リ町村會ニ於  
テ行フ選舉ニ付テハ第二十二條、第二

十五條及第二十七條ノ規定ヲ準用ス其  
ノ投票ノ效力ニ關シ異議アルトキハ町

村會之ヲ決定ス

町村會ハ議員中異議ナキトキハ前項ノ  
選舉ニ付指名推選ノ法ヲ用フルコトヲ得

得

第二十九條第三項ノ規定ハ町村長ニ當  
選シタル者ニ之ヲ準用ス

町村長ニ當選シタル者ニ之ヲ准用ス

助役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村會之ヲ  
定ム町村長職ニ在ラザルトキハ第一項  
ノ例ニ依ル

第二項乃至第五項ノ規定ハ助役ニ之ヲ  
準用ス

第六十七條第三項中「第六十三條第二項  
及第四項」ヲ「第六十三條第二項乃至第六  
項及第九項」ニ改ム

第六十八條第二項中「町村會之ヲ定ム」ノ  
下ニ「此ノ場合ニ於テハ第六十三條第二  
項乃至第五項ノ規定ヲ準用ス」ヲ加フ

第六十九條第一項ノ次ニ左ニ一項ヲ加フ

第六十三條第二項乃至第五項ノ規定ハ  
委員ニ之ヲ準用ス

第七十四條 町村會ノ議決又ハ選舉其ノ  
權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背  
依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ

示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行

ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ム  
クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ  
シテ直ニ其ノ領地告示スベシ

議ニ付セズシテ直ニ府縣參事會ノ裁決  
ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ名簿ヲ修正シタルト  
キ亦同ジ

第五十三條ノ二 町村會議員ハ町村會ノ  
議決スベキ事件ニ付町村會ニ議案ヲ發

スルコトヲ得但シ歲入出豫算ニ付テハ

議ニ付セズシテ直ニ府縣參事會ノ裁決

前項ノ規定ニ依ル發案ハ議員三人以上  
ヨリ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム  
トキハ現任町村長ノ任期満了ノ日前  
二十日以内又ハ現任町村長ノ退職ノ申  
立アリタル場合ニ於テ其ノ退職スベキ  
ベシ

トキハ現任町村長ノ任期満了ノ日前  
二十日以内又ハ現任町村長ノ退職ノ申  
立アリタル場合ニ於テ其ノ退職スベキ  
ベシ

トキハ現任町村長ノ任期満了ノ日前  
二十日以内ニ非ザレバ之ヲ行フコ  
トヲ得ズ

第一項ノ選舉ニ於テ當選者定マリタル  
トキハ現任町村長ノ任期満了ノ日前  
二十日以内ニ其ノ當選ニ應ズルヤ否  
リ二十日以内ニ其ノ當選ニ應ズルヤ否  
ル旨ノ申立ヲ爲サザルトキハ當選ヲ辭  
シタルモノト看做ス

トキハ現任町村長ノ任期満了ノ日前  
二十日以内ニ其ノ當選ニ應ズルヤ否  
ル旨ノ申立ヲ爲サザルトキハ當選ヲ辭  
シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ爲シタル町村會ノ議決仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フベシ監督官廳ハ前一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得第一項若ハ第二項ノ裁決又ハ前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得第一項又ハ第二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得第七十四條ノ二 町村會ノ議決明ニ公益ヲ再議ニ付セバシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ害スト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ヲ請フベシヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府縣知事ノ指揮ヲ請フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル町村會ノ議決仍明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ町村長ハ府縣知事ノ指揮ヲ請フベシ町村會ノ議決收支ニ關シ執行スルコト能ハザルモノアリト認ムルトキハ前二項ノ例ニ依ル左ニ掲タル費用ヲ削除シ又ハ減額シタル場合ニ於テ其ノ費用及之ニ伴フ收入ニ付亦同ジ

一 法令ニ依リ負擔スル費用、當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用其ノ他ノ町村ノ義務ニ屬スル費用

二 非常ノ災害ニ因ル應急又ハ復舊ノ施設ノ爲ニ要スル費用、傳染病豫防ノ爲ニ要スル費用其ノ他ノ緊急避クベカラザル費用

三 前項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七十六條ノ二 町村會ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ町村長ニ於テ專決處分スルコトヲ得

第七十七條第一項中「法令」ヲ「從來法令又ハ將來法律勅令」ニ改ム第八十四條第三項中「町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム」ヲ「町村條例ヲ以テ之ヲ規定

第六百四十九條第一項「町村會ノ議決又ハ選舉ヲ取定ム」ヲ「町村條例ヲ以テ之ヲ規定スコトヲ得

第六百五十條第一項「左ノ如ク、同條第二項中「直接府縣稅」ヲ「府縣稅」ニ改ムシニ改ム」ヲ「町村條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ」ニ改ム

第六百五條ノ準率ニ依ラズシテ夫役ノ左ノ如シ

一 直接國稅及府縣稅ノ附加稅

二 地租 家屋稅及戶數割

三 特別稅

第九十九條ノ二 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ對シ其ノ合併前ノ事實ニ付賦課セラルベキ町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

相續入又ハ相續財團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ被相續人ニ對シ其ノ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第一百三十條中「町村稅及其ノ賦課徵收」ヲ「町村稅ノ賦課徵收」ニ改ム

第一百二十一條第二項中「選舉人名簿又ハ」ヲ削ル

第一百四十五條 削除

第一百四十六條 削除

第一百四十七條 左ニ掲タル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ第一號、第四號、第六號及第十一號ニ掲タル事件ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノハ其ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受タベシ

一 町村條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコトシ又ハ廢止スルコト

二 基本財產及特別財產並ニ林野ノ處分ニ關スルコト

三 第九十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更

前項ノ規定ニ關スルコト

六 特別稅ヲ新設シ又ハ變更新スルコト

七 第百一條第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムルコト

八 第百四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ

九 第百五條ノ準率ニ依ラズシテ夫役ノ左ノ如シ

十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第百十二條第

三項ノ借入金ハ此ノ限り在ラズ

十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第百十二條第

三項ノ借入金ハ此ノ限り在ラズ

十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第百十二條第

三項ノ借入金ハ此ノ限り在ラズ

十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第百十二條第

三項ノ借入金ハ此ノ限り在ラズ

十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第百十二條第

三項ノ借入金ハ此ノ限り在ラズ

十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

二十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

三十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

四十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

五十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

六十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

七十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

八十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十分 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

九十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十六 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十七 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十八 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百一十九 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百二十 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百二十一 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百二十二 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百二十三 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百二十四 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト

一百二十五 町村債ヲ起シ竝ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ

テハ、從來動モスレバ論議ノ存スル所デア  
ルノミナラズ、其之ヲ認ムル範圍ガ廣キニ  
失シマスルガ故ニ、地方自治體ノ意思決定  
ガ不必要ニ抑制ヲ受クルト云ノ譏モアリマ  
シタ、此點ニ付テハ特ニ慎重ナル注意ヲ拂  
ヒマシテ、地方議會ノ意思決定ガ、著シタクニ  
自治ノ圓滿ナル運行ヲ阻害スル虞アルガ如  
キ場合ニ於テノミ、此種ノ監督權ヲ保留ス  
ルノ趣旨ヲ以テ、法規ノ改正ヲ致サントス  
ルコトデアリマス、第一ハ地方自治事務ニ  
關スル許可權ノ歸屬、及ビ許可ヲ要スル事  
項ノ内容ニ對シマシテ、重要ナル改正ヲ行  
ハントスルコトデアリマス、即チ市町村ニ  
付キマシテハ、許可ノ權限ハ原則トシテ之  
ヲ府縣知事ニ屬セシムルコトヽシ、從來各  
主務大臣ノ許可ヲ要シタル事項ニシテ、特  
ニ主務大臣ノ監督權ヲ留保スル必要アルモ  
ノ以外ハ、總テ之ヲ府縣知事ノ權限ニ移ス  
方針ヲ以テ規定ノ改正ヲ行フコト、致シマ  
シタ、又府縣ニ關シテモ、從來内務大臣ノ  
許可ヲ要シタル事項ノ中デ、特ニ必要ト認  
ムルモノノ外ハ、之ヲ府縣ノ自治ニ一任スル  
ノ方針ヲ以テ、規定ノ改正ヲ行ハントスルモ  
ノデアリマス、其他府縣行政ニ付キマシテ、  
府縣知事ノ府縣會會權、内務大臣ノ府縣  
豫算削減權ヲ廢止セントスルガ如キ、亦何  
レモ自治權ノ確立ヲ保障スルコトヲ目的ト  
スル改正デアリマス、第三ハ自治機關ノ構  
成方法ノ整齊及行政事務ノ整理ニ依リマシ  
テ、自治ノ圓滿ナル運營ヲ期セントスルモ  
ノデアリマス、此關係ニ於ケル改正ハ、諸  
般ノ方面ニ涉グテ居リマスノデ、煩ヲ避ケ  
マシテ特ニ其主要ナルモノヲ一二擧グルニ  
止メテ置キタイト思ヒマス、其第一ハ市參  
事會ノ構成方法ヲ變更致シマシテ、市參事  
會ハ議長ノ外市會ニ於テ互選シタル名譽  
職、參事會員ノミヲ以テ之ヲ組織セシメ、  
其構成ニ理事機關ヲ加ヘザルコトヽシタノ  
デアリマス、以テ市參事會ノ代議機關タル  
特質ヲ充實セシメントスルノデアリマス、  
第二ハ市町村吏員ニ對スル國政事務等ノ委  
任ハ、將來ハ必ず法律勅令ヲ以テ規定セネ  
バナラヌコトヽシタノデアリマス、蓋シ是

等ノ委任事務ニ要スル經費ハ、之ヲ市町村  
自治體ノ負擔ニ屬セシムルガ爲ニ、現行法  
ニ於ケルガ如ク省令以下ノ命令ヲ以テ自由  
ニ市町村吏員ニ對シテ國政事務等ヲ委任  
シ、市町村ヲシテ其經費ヲ負擔セシムルコ  
ト、爲スニ於テハ、地方負擔ヲ増加シ、自  
治ノ堅實ナル發達ヲ阻害スルノ虞ガアリマ  
スルニ依ルノデアリマス、其他市長ヲ名譽  
職ト爲シ得ルノ途ヲ開キ、又市町村長等ノ  
選舉其他ニ關スル規定ヲ整備スルノ外、地  
方自治體ニ於ケル事務處理ノ方法ニ付テ必  
要ナル種々ノ改正ヲ行ハントスルノデアリ  
マス、要スルニ時代ノ推移ニ鑑ミ、中央集  
權ノ弊ヲ避ケ、地方分權ノ實ヲ擧グル爲メ、  
必要ニシテ且ツ適切妥當ノ案件ナリト信ズ  
ル次第デアリマスルカラ、何卒御審議ノ上  
述ニ御協贊アランコトヲ切ニ希望致ス次第  
デアリマス(拍手)

加藤五郎君登壇

○加藤鎮五郎君 私ハ此場合簡單ニ三箇ノ質疑ヲ致シタイト思ヒマスル、第一ハ所謂特別市制ニ關スル問題デアリマス、現内閣ハ在野當時ヨリ地方分權ヲ唱道致シマシテ、今回ノ議會ニ於キマシテモ、地方分權ノ實現ヲ圖ルベク努力致サレテ居ルノヲ見ルノデゴザイマスル、地方分權トハ何ゾヤト謂ヘバ、此頃中御説明ノアル如ク一ハ地方ニ有力ナル財源ヲ與フルコト、而シテ今一ツハ只今内務大臣ノ御演説ニナリマシタル如タ、地方自治體ニ權力ヲ與フルト云フコトデアルノデゴザイマス、而シテ財力ヲ與フル上ニ於キマシテハ、地租、營業収益税ノ委讓ノ如キヲ斷行致サレントシテアルノデゴザイマスル、而シテ權力ノ方面ニ於テハ、只今御提案ノ地方自治制ノ改正ヲ爲サルノデアリマスルガ、之ヲ財力ト權力ヲ與フル兩方ヲ比較致シマスル時ニ於キマシテハ、遺憾ナガラ財力ヲ與フル方ハ強クアリマスルガ、權力ヲ與フル方ガ聊カ見劣リスルモノデハナカラウカト、思フ者デゴザイマスル、其一ソト致シマシテハ、當然御提案ニナリマシタル中ニ、多年問題トナッテアル此特別市制ノ如キハ當然何等カノ形式デ舍

六大城市ハ、其豫算ニ於キマシテモ、又其市ノ幹部ノ人物或ハ組織機關ニ於キマシテモ、事業ヲ爲ス上ニ於キマシテモ、之ヲ監督スル府縣ヨリハ總ニ於テ強大デアルノデアリマス、之ヲ貧弱ナル都市ト同様ニ律スルト云フコトハ、果シテ政友會ノ主張スル所ノ地方分權ノ趣意ニ合致スルモノデアルカ否カヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス、モウ一つ私共ガ之ヲ唱ヘマスル點ハ、所謂此二重行政ノ弊ヨリ離レタイト思フコトデゴザイマス、市ニ於テ一ツノ事業ヲスル、縣モ亦同様ナル事業ヲスル、市ガ病院ヲ造ル、縣モ亦其處ニ病院ヲ造ル、學校ヲ造ル、齊シク同ジヤウナ仕事ヲ致スノデゴザイマスルガ、是ガ爲ニ市民ハ一面ニ於テ二重ノ負擔ヲ負フト共ニ、一面ニ於テ惡イ意味ノ競争が始マリマシテ、感情ノ疎隔トカ、縣市意思ノ疏通ヲ缺クト云フ有様デアルノデゴザイマス、是等ハ當然財政上ヨリモ分離シテ能率ヲ擧ゲ、自由ニ其機能ヲ發揮スルノガ私ハ時代ニ適應シタルモノデアルト思フノデアリマス、私共ハ只今ノ六大都市ノ如キハ、市民ノ文化ノ點ヨリ致シマシテモ、又自治制ノ訓練サレタル點ヨリ致

シマシテモ、最早之ニ警察權ノ一部——固ヨリ司法デアルトカ、治安ニ關スルモノハ別ト致シマシテ、日常市民ト密接ナル生活上ノ關係ヲ有スル消防デアルトカ、衛生アルトカニフヤウナ警察權ノ一部ヲ與ヘテ、彼等ヲシテ自由ニ之ヲ處理セシムルト云フコトガ、自治ノ眞意義ニ適ヒ、又機能ヲ發揮シ得ル目的ニ合致スルモノデアル、而シテ是ガ所謂地方分權ノ意義ニ合致スルモノデハナカラウカト思フノデゴザイマスルガ、之ニ對シテ政府ノ所見ハ如何デアルノデゴザイマスルカ、特別市制ニ關シマシテハ前内閣ハ極力之ヲ妨害サレ、阻止サレタルモノデゴザイマスルガ、以上ノ如キ趣意ヨリ致シマスレバ、現内閣ハ其大主張ノ下ニ之ヲ許シ、是ノ實現ヲ望マル、ガ當然デアルノデゴザイマスルガ、如何ナル有様デゴザイマスルカ、先日豫算總會ニ於テ、秋田政務次官ハ平賀君ノ質問ニ答へテ、政府ハ今期議會ニハ提出が出來マイト思ハレルヤウナ御意味ノ演説ニ拜聴シタノテアリマスルガ、一方ニ於テハ提案サレルヤニモ聞クノデゴザイマスルガ、果シテ是ハレ御提案ニナルノデゴザイマセウカ否カ、私は此點ニ對シテ内務大臣ノ御答辯ヲ煩シタノモ、唯遺憾ト致シマスレバ、色とノ點ニ於テ度改正案ニ比シマスレバ、色とノ點ニ於テス、只今内務大臣ノ御演説ニアリマシタ如ク、今回ノ地方制度ノ改正案ハ、私思フニ著シキモノガアルノヲ認メマスルナレドモ、婦人ノ公民主權カ付與サレナイコトデアルノデゴザイマス、婦人が政治上ノ能力ガアルカ、其資格アリヤ否ヤト云フ問題ハ、最早私ハ論議シ盡サレタモノデアラウト思フ、今ハ如何ナル保守論者モ何時ヨリ之ヲ與フベキカト云故ニ、勢ヒ政治ガ過激ニ流レヤシマイカトフ時代ニ來リツ、アルコトヲ思フ者デアリマス、一時一部ニ於テハ婦人ニ參政權ヲ與ヘタナラバ、彼等ノ性質ガ感情的デアルガ故ニ、勢ヒ政治ガ過激ニ流レヤシマイカト

云フ杞憂ヲ懷イタ論者がアツヤウデゴザ  
リマスルガ、是ハ實際ノ結果ヨリ觀マスレ  
バ、婦人ニ參政ノ權ヲ與ヘタガ爲ニ却テ餘  
御承知ノ通リデアリマス、私共ハ最早婦人ニ  
國政ニ參與スル權利ヲ與ヘテモ差支ナイ、  
斯ウ信ズル者デゴザイマスルガ、ソレガ餘  
リニ急激デアルト云フ場合ニ立至タコトハ、  
バ、其順序階梯ト致シマシテ、先以テ地方  
制度ニ於テ公民權ヲ與ヘテ、彼等ヲ之ニ參與  
與セシメテ、而シテ彼等ヲシテニ之ニ對スル  
訓練練習ヲ與ヘテ、驅ニ國政ニ參與スル一  
階段トスルノハ、是ハ當然穩當ナル道行キ  
デハアルマイカト思フ者デゴザイマス、殊  
ニ私共ガ之ヲ思ヒマスルコトハ、唯練習訓練  
ト云フ意味デナカシテ、地方自治制ヲシ  
テ家庭ト密接ナル關係ヲ持クシムルト云フ  
コトガ、眞ニ地方自治ノ意義ヲ發揮スルコ  
トデハナカラウカト思フノデアリマス、今  
ノ地方自治制ガ、動モスレバ黨派ノ戰ヒニ  
ナツテ居ル場合、家庭ト今少シク密接セシ  
メ、而シテ家庭ノ問題ハ地方ノ自治制ニ於  
テ多々アルノデアリマス、水道ダトカ、瓦  
斯、電熱ダトカ云モノ、質ガ良イカ惡イ  
カラ見ルト云フ事トカ、或ハ多クノ社會事  
業、若クバ牛乳ノ検査デアルトカ、屠場デ  
アルトカ、直接家庭ノ臺所ト密接ナル關係  
ヲ持クテ居ルモノガ多數アルト思フノデゴ  
ザイマスガ故ニ、茲ニ彼等ノ綿密ナル、斯  
ウ云フ事ニ適當ナル頭腦ヲ以テ、地方自治  
制ノ改善ヲ圖リ、而シテ眞ノ自治ノ意義ヲ  
發揮セシムルニハ、私ハ婦人ニ公民權ヲ與  
ヘルコトガ最モ適當デハナカラウカト思フ  
ノデゴザイマスガ、之ニ對シテ政府ノ所見  
ハ如何デゴザイマスカ、今ニ於テ婦人ノ公  
民權ノ問題ヲ私ハ彼此レ理由ヲ擧グテ申上  
ゲル程デモナカラウト思フノデアリマス  
ガ、尙ホ一方ニ於テ之ヲ尙早ト稱スル人等  
ハ、從來女子ノヤウナモノハ何カト云フ一  
種ノ捉ハレタル多年ノ輕侮、侮蔑シタル觀  
念ガ七齋ナツテ、之ニ理窟ヲ附ケテ反對

マス、婦人ニ公民權ヲ付與スペシト云フ議論ハ、最早定論デアルト思フノデゴザイマスガ、今回ノ此自治制度改正案ニ於テ之ヲ見ザルノハ如何ナルコトデゴザイマス、之ニ對スル政府ノ所見ハ如何デゴザイマスカ、殊ニ此頃來我が議會ニ於テハ之ニ關スル法律案ガ議員ヨリ提出サレテアルノデゴザイマスガ、此案ハ如何相成リマスルカ、思フニ議會ハ多數ヲ以テ通過スルコトデアラウト思フノデアリマスガ、其場合政府ハ通過シテモ、飽迄反對ノ態度ヲ執ラレルノデアルカ、如何デゴザイマスカ、此場合はモ併セテ伺ハントスル者デゴザイマスルガ、今回ノ地方制度改正案ニ對シテ、是ノデアルノデアリマス、是ハ我ガ政友會が多年天下ニ唱道致シタモノデゴザイマスル、今一つ御伺致シタインハ、所謂知事公選ノ問題ハ現レヲ見ナイヤウデゴザイマスガ、之ニ對シテ政府ハ目下如何ナル調査研究ヲ致サレテ居ルノデゴザイマスカ、固ヨリ此問題ハ國家機關ノ一部ヲ變ヘル事デゴザイマスカラ、サウ容易ナコトデハ出來ナイト思フノデアリマスガ、政友會が多年天下ニ主張シ、八黨ノ面目ト致シマシテモ、此公約ハ何トガイマスガ、之ニ對シテ目下如何ナル間ニ進ミツ、アラレルノデゴザイマセウカ、以上三ツノ問題ニ對シマシテ、政府ノ御答辯ヲ願フ次第デゴザイマス

アリマス、右ノ次第アリマスルガ故ニ、  
政府ハ今回此特別市制ト云フモトノ本期議  
會ニハ提案ハ致サナインデアリマス、女子  
公民權ニ對スル御質問、何ガ故ニ女子ニ公  
民權ヲ與ヘナイカ、此女子ノ公民權ニ付テ  
ハ種々ノ議論ガアリマス、先程加藤君ノ申  
サレタガ如クニ、是ニハ絶對ニ與フベカラ  
ズト云フ議論モアルノデアリマス、併ナガ  
ラ政府ハ女子ニ對シテ公民權ヲ與ヘナイト  
云フ所見ハ持テ居リマセヌ、公民權ヲ付與  
セナケレバナラヌト云フコトノ考ハ持テ  
テ居リマス、併ナガラ男子ニ比較シテ其政  
權利ヲ、即チ公民權ヲ此改正案ニ即チ改  
正ノ條項トシナカツタノデアリマス、而シテ  
若モ此議會ニ於テ是ガ多數トナツタ場合ニ  
於テ、政府ハ之ニ同意ヲシ、之ヲ認メル  
カドウカ、私ハ只今申上ダマシタルガ如キ  
理由ニ依ツテ、政府案ニ御贊成ヲ切ニ請ヒタ  
イノデアリマス、而シテ若モ是ガ多數ヲ以  
テ決シタ場合ニハドウデアルカト云フコト  
ニ付キマシテハ、今日言明スル限りニアラ  
ズト思フノデアリマス、ソレカラ府縣知事  
ノ公選ヲ何故認メナイカ、此御質問デアル  
ノデアリマスガ、府縣知事ノ公選ト云フコ  
トニ付テノ…

ス、地方分權ト云フ言葉ハ決シテ新シキ言葉デハナクシテ、隨分古イ言葉デアリマス、少クトモ明治ノ初年以來用ヒラレタル言葉デアル、是ガ兩三年來政友會ノ政策ノ一つキマシテ、現内閣が主張スル地方分權トハ一體ドウ云フ意味ヲ持テ居ルノデアルカ、ノデアリマス、所ガ他ノ方面ノコトハ姑ク措地ニ立テ觀マシタナラバ、地方分權ナドト云フコトハ全體意義ヲ爲サナイ、地方分權トハ何デアルカ、讀ンデ字ノ如ク中央ノ權力ヲバ地方ニ分割スルト云フコトデアリマス、中央ノ權力ハ即チ國家ノ權力デアル、國家ノ權力ハ即チ國家ノ主權ヨリ外ニナインデアル、國家ノ權力ヲ地方ニ分割致シマシタナラバ、國家ノ獨立性ト云フモノハ茲ニ亡ビテシマノノデアル、故ニ政府ノ所謂地方分權ト云フモノガ斯ノ如キ意味デナインアル所ノ政治上ノ意味デアル（凡俗トハ何ダ）ト呼フ者アリ）田舎政治家ガ田舎ノ者ヲ云フ意味デアルカ、是ハ主トシテ政治上ノ意味デアラウト存ジマス、而モ極メテ凡俗ナル所ノ政治上ノ意味デアル（凡俗トハ何ダ）ト呼フ者アリ）田舎ノ者ヲ喜バス爲ニ用ヒル言葉デアル（拍手）是ハ姑ク別ト致シマシテ政府ノ唱フル地方分權ト云フ意味ハ、此議會ニ於テ總理大臣ノ説明セラレタル程度ニ於テハ、少しモ分ッテ居ラヌノデアリマス、試ニ過日ノ議場ニ於テ、小川郷太郎君が兩稅委譲ニ關聯シテ地方分權ノ意味ヲ問ハレタ所ガ、田中總理大臣ハドウ云フ答辯ヲシテ居ルカ「小川君ノ第一ノ質問ハ地方分權ノコトデアルガ、兩稅ノ委譲ハ地方自治團體ニ確實ナル財源ヲ與ヘ、其發達ヲ鞏固ニスルコトヲ云フコトデアリマス」此處マデハシイ、此處マデハ満足デアル、所ガ其次ニ於テ「是ガ爲ニ地方分權ノ負擔ニ堪ヘル

コトガ出来ルト云フコトデアルトアル、地方分權ノ負擔ニ堪ヘルト云フコトハ一體ド  
ウ云フコトデアル、政友會ノ諸君分リマスカ  
(拍手)「分ツテ居ル」ト呼フ者アリ)地方分權ノ  
負擔ニ堪ヘル、地方分權ト云フモノガアツ、  
其分權ガ何カ負擔ヲスル、此負擔ニ堪ヘルガ  
爲三兩稅委讓ヲスルト云フ、何ノ事カ薩張分ツ  
云フ、地方分權ヲヤルニ付テハ金ガ掛ル、  
其金ヲ補フカ爲ニ兩稅ヲ委讓スルノデア  
ル、是ナラバ聊カ意味ヲナシテ居ルノデア  
リマスルケレドモ、田中總理大臣ノ答ハサウ  
ナツテ居ラヌ、次ニ是モ川崎克君ノ質問ニ對  
シテ答ヘテ居ル、是ハゴタ〜シテ居リマ  
スルガ、善意ヲ以テ此意味ヲ解釋スルト云  
フト、是ハ太分良ク出來テ居ルノデアリマ  
ス、即チ之ヲ要約致シマスルト云フト、今日  
ニ於テハ中央官廳ガ爲ニ地方自治制ヲ改正シ  
テ、中央官廳ガ是迄持テ居ル所ノ認可ト  
カ、許可トカ、其他ノ事柄ヲバ地方自治體  
割イテ、之ヲバ地方自治體ニ成ベク與ヘル  
ヤウニスル、之ガ爲ニ地方自治制ヲ改正シ  
テ、中央官廳ガ是迄持テ居ル所ノ認可ト  
カ、許可トカ、其他ノ事柄ヲバ地方自治體  
割イテ、之ヲバ地方自治體ニ成ベク與ヘル  
ナラバ極メテ簡單デアルノデアリマス、能  
ク分ツテ居ル、是ニ於テ私ハ問ノノデアリ  
マス、現内閣ガ主張スル地方分權ト云フコ  
トハ、只今内務大臣ガ説明セラレマシタ所  
ノ府縣制及市町村制ノ改正、之ガ即ち地方  
分權ノ全部デアルカ、尙ホ是ヨリ外ニ地方  
分權ノ意義アルカ、若シアルナラバドウ云  
フモノガアルノデアルカ、繰返シテ申シマ  
スルガ、現内閣ガ唱フル地方分權トハ、府  
縣制及市町村制ノ改正ノミデアツテ、外ニハ  
何物モ無イカ、若シアルト云フナラバドウ  
云フモノガアルノデアルカ、私ノ質問ハ極  
メテ簡明デアリマスルニ依ツテ、内務大臣モ  
極メテ簡明ニ此點ニ付テ御答辯ヲ願、テ置  
キマス、次ニ御尋ヲ致シテ置キタイコトハ、  
市町村長ノ公選ニ關スルコトデアリマス、  
政府ハ市町村長ヲ公選ニスルト云フ考ハ

タインデアル、御承知ノ如ク今日市町村長選舉セラレマシタ議員が集ニテ市町村長ヲ選舉スル、是ハ所謂複選法デゴザイマシテ、一般ノ公民ハ市町村會議員ヲ選舉スル、其餘程は時代遅レノ制度デアル、今日世界何レノ國ニ於キマシテモ、複選法ト云フモノハ餘程古イ制度トナシテ、殆ド其跡ヲ殘シテ居ルモノハ無イノデアル、是モ前年初メテ地方制度ヲ創設致シマシタ當時ニ於テハ、餘儀ナキ事デアシタデゴザイマセウガ、其後四十年ヲ経過シ、地方自治體ノ選舉ニ普通選舉ヲ適用スルト云フ、是迄進ンダ場合ニ於テ、斯ノ如キ舊式ノ制度ヲ維持シテ居ルト云フコトダ、果シテ適當デアルカナイカ、尙又是ハ唯々一片ノ理窟バカリデハアリマセヌ、一片ノ理窟ダケナラバ宜シイノデアリマスルカ、之が因トナシテ地方自治體ノ發達ヲ妨ゲル、甚シキニ至シテハ地方自治體ヲシテ腐敗墮落セシムル原因トナッテ居ルト云フコトハ、是ハ爭フコトノ出來ナリマスカ、内務大臣ハ東京市會ガ何故ニ斯ク迄腐敗墮落シタノデアルト考ヘテ居ラレルノデアルカ、東京市民ガ選舉ニ付テ冷淡デアル或ハ市會議員ノ素質ガ惡イト云フ、ソレハサウデアリマセウ、ソレニハ違ヒガナイガ、ソレバカリガ原因デハナイ、私ノ見ル所ニ依リマスルト云フト、其原因ノ主ナルモノハ市長ノ間接選舉、即チ東京市會議員ガ東京市長ヲ選舉スル、茲ニ東京市政腐敗ノ原因が伏在シテ居ルト思フ、市會ガ市長ヲ製造スル、即チ市會ガ市長ヲ選舉スル所ノ母體デアル、市長ハ市會ニ依ラテ生ミ出サレテ居ル所ノモノデアル、同時ニ此市會議員ト云フモノガ市長ヲ製造シ、又之ヲ動カス所ノ力ヲ握テ居ルノデアリマス、茲ニ市長ト市會議員トノ間にテ種々ノ情實關係が生ズル、市會議員等ハ此力ヲ以テ市長ニ向テ醜惡ナル所ノ運動ヲヤル、之ヲ容レル所ノ市長ハ歡迎セラレル、之ヲ排斥スル所ノ市長ハ直ニ追出サレテシマフ、

現ニ前市長ノ西久保君ノ如キハ、市議員等  
ノ醜運動ヲ排斥シタルガ爲ニ不信任ノ投票  
ヲ投付ケラレテ、遂ニ辭職ヲシナケレバ十  
ラヌヤウニナツタノデアル、要スルニ市會ガ  
腐敗スルコトノ原因ニハ澤山ゴザイマ  
セウガ、其原因ノ中ノ最モ根本トナル  
所ノモノハ、市長ノ間接選舉デアル、  
若シ此間接選舉ノ制度ヲ廢シテ一般市  
民ノ公選ニシタトスルトドウナルカ、  
苟モ東京市長トナラント欲スル者ハ、二  
百万市民ノ前ニ現レテ東京市政ニ關ス  
ル自己ノ抱負經綸ヲ吐露シ、激シキ選舉競  
争ニ依シテ幾十万ノ投票ヲ獲得シテ以テ市  
長ニ當選スル、斯ノ如キ事ノ出來ル、市長ハ人  
物ニ於テモ餘程強クナケレバナラヌ、勇氣  
モアルダラウシ、奮闘力モアルダラウ、斯  
ウ云フ者ヲ市長ニ据エルニ非ザレバ、ドウシ  
テモ東京市會ノ席清ト云フモノが出來ルモ  
ノデハナイ、諸君モ御承知デゴザイマセウ  
ガ、大分古イ事デゴザイマスガ、會テ亞米  
利加ノ「ルーズヴェルト」ガ紐育ノ市長ニ  
ナツテ、彼ノ「タマニーホール」ト云フモノ  
ヲ打壊シテシマッタ、長間タマニーホー  
ル」ガ紐育ノ市政ヲ占領シテ腐敗墮落ヲ極  
メテ居シタ、ソレヲ「ルーズヴェルト」ノ力  
ニ依シテ根本カラ打壊シテシマッタ、是モ直  
接選舉デアッタカラ出來タ、間接選舉デアッ  
タナラバ、斯ウ云フ事ガ出來ルモノデハナ  
イ、若シ市長ヲ直接選舉ニ於テ——一般  
市會議員デハナイ、是ニ於テ始メテ市長ハ  
少數ノ市會議員等ガ反対シタナラバ、一  
審關係ガ出來ズシテ、獨立公正ニシテ徹底  
的ニ市政ニ當ルコトガ出來ルノデアル、而  
シテ若シ市會議員等ガ反対シタナラバ、一  
度ハ市會ヲ解散シテ、市民ノ輿論ニ依シテ  
自己ノ向背ヲ定メル、所謂東京市政ニ立憲  
政ヲ改革スル所ノ方法ハナインデアル、内  
務大臣ハ先頃東京市會ヲ解散セラレテ、近  
ク總改選が行ハレルノデゴザイマセウガ、

此改選後ニ於テ果シテ綺麗ナル所ノ東京市會ガ生レルト思シテ居ルカ、若シサウ云フヤウナ考ヲ持テ居タナラバ大誤リデアル、市會ノ選舉ニ當リマスルト云フト、選舉前ニ於テハ誰モ彼モ市政ノ刷新ト云フヤウナ事ヲバ標榜スル、所ガ一度選舉ガ済ンデシマフト云フト、市政ノ刷新ハ直ニ市政ノ腐敗トナフテシマフノデアル、是ハ長期間幾度カ經驗セラレタ所ノ歴史上ノ事實デアル、何遍市會ヲ改選シタ所ガ東京市會ノ腐敗ト云フモノハ決シテ改マルモノデハナイ、是ハ制度其モノカ惡イカラデアリマス、此制度ヲ改ムルニアラザレバ、幾度市會ノ改選ヲヤツタ所ガ結局駄目デアル、是ハ唯東京市會ヲ一例ニ引イタニ過ギナインオデアリマス、東京市會バカリデハアリマセヌ、全國ニ於ケル所ノ市町村、全國ニ於ケル所ノ自治體ガ、事ノ大小輕重ハゴザイマスルケレドモ、何レモ此禍ニ罹テ居ラヌモノハナイノデアリマス、是ニ於テ私ハ内務大臣ニ御尋ラスルノデアル、政府ハ思切ツテ市町村長ヲ公選ニスル所ノ考ハアルカナカ、御意見ヲ承リタイノデアリマス。

〔ソレハ齋藤君ノ意見カ、民政黨ノ意見カ、ト呼フ者アリ〕

コトガ出来ナイ、諸君ノ黨議トカ、政務調査會ノ決議ト云フモノハ、内務省ノ屬僚ノ前ニ一蹴セラレシマフノデアル、斯様十黨議、斯様ナ決議ナラ、ヤラナイ方ガマシデアル、要スルニ知事公選及婦人公民権ト云フモノハ、政友會ノ聲ダケデアツテ、實行スル所ノ誠意ガナイ、實行スル所ノ能力ガナイモノデアルト私ハ茲ニ言ウテ置ク、政府ノ答辯ヲ求ムルノハ、以上述べタ所ノ地方分權ノ意義及市町村長選舉ニ關スルコトデアリマスニ依テ、之ニ對スル内務大臣ノ御答辯ヲ承リマス

ヲ解散ヲシ選舉ヲシテモ、ドンナコトガア、テモ良イ議員ヲ得ルコトハ出來ナイ、改良スルコトハ出來ヌト云フコトニ付テノ御言葉ガアリマシタガ、私ハ爾ク思ハイ、ナレ選舉民モ自覺ヲシ、覺醒ヲシ、此選舉ト云フコトハ、其多くハ選舉民ノ覺醒ニ待ツヨリ外ニハナイノデアル、私ハ今回ノ選舉ニ於テ、大ニ覺醒ノ見ルベキモノガアラウト信ジ、又斯クナケレバナラヌト云フコトヲ期待シテ居ルノデアリマス、ソレカラ知事公選ニ付テ御述ニナリマシタガ、是ハ先程申シタルガ如キ趣旨ニ依テ、政府ハ今回ノ改正案ニ之ヲ加ヘナカッタ次第デアリマス、爾餘ノ事ニ付テ御分リニナラヌ點ガアレバ、政府委員ヲシテ御答セシメマス

アルト大聲主張シ、長イ間吹へ立テルニ至シテハ實ニ國民ヲ欺クモノデアル、政友會ハ未來永久國民ノ前ニ向シテ地方分權ナドモ唱ヘテハイカヌ(拍手)又政友會ハ知事久選ヲ言フベカラズ、政友會ハ婦人公民權ヲ叫ブベカラズ、君等ガ言フコトハ悉ク虚デアル、國民ノ前ニ虚ヲ言フノデアル

(政府委員秋田清君登壇)

○政府委員(秋田清君) 只今齋藤隆夫君ノ御質問ニ對シマシテ、内務大臣ヨリ御答ニナシテ居ルノデアリマスガ、私聊カ之ヲ補充致シタイト思フノデアリマス(討論デヤナイト呼フ者アリ)別ニ討論ハ致シマセヌ(此時發言スル者多シ)

○副議長(清瀬一郎君) 静肅ニ御聽ヲ願ヒ

發達セシメテ行カナケレバナラヌ、之ヲ時  
代ニ相應スルヤウニ擴張シテ參ラナケレバ  
ナラヌノデアル、故ニ二十二年カラ今日ニ  
至リマスマデ、此帝國議會ニ於テ皆サンニ  
御努力ニ依テ、此地方分權ノ意義ガ頓々  
ニハキリシテ參リマシテ、即チ自治權ハ擴  
充シテ參ッタノデアリマス、併シ非常ニ太  
キナ問題ガ段々殘ラテ居ルノデアリマス、  
之ヲ解決シタイト云フコトガ即チ政友會ノ  
地方分權主義ナノデアリマス、デ今回ノ府  
縣制、又市制町村制、此改正ガ地方分權ノ  
總テミアルカト云フ御尋ガアリマシタガ、  
決シテ總テミハナイノデアリマス、此度稅  
稅委讓ヲ致シ、即チ地租ヲ地方ニ委讓致シ  
又營業收益稅ヲ地方ニ委讓致シタ、是ハ太

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

テ、今後ニ殘サレタル問題デアルト御承知  
ヲ願ヒタインデアリマス(拍手)今回諸君ノ  
御協賛ヲ請ウタル所ノ兩稅委譲及地方制度  
ノ改正ト云フヤウナコトハ、差向キ大キナ  
問題ヲ解決致シタモノトシテ私ハ世間ノ稱  
贊ヲ博スルニ十分デアラウト考ヘテ居ルノ  
デアリマス、齊藤君カラ彼此レ御話ガゴザ  
イマシタガ、今回ノ如ク徹底致シタル所ノ  
地方分權ノ意義ニ基イテ制度ノ改正ヲ致シ  
タト云フコトハ、二十一年ノ四月以來稀ニ  
見ル現象ト申シテ決シテ差支ナカラウト思  
フノデアリマス(拍手)尙ホ現内閣ニ於キマ  
シテハ、先刻内務大臣ガ申サレタ如ク、各  
般ノ大問題ニ付テノ調査研究ガ終リマシタ  
ナラバ、更ニ是ヨリモ以上ノ大キナ地方分  
權主義ニ基キタル政策ノ實行ヲ著々トシテ  
ヤルモノデアルト云フコトニ、御諒解置キ  
ヲ願ヒタインデアリマス(拍手)

以上ヨリ請求ノアルトキハ臨時會ヲ招集スル  
關スル一ソノ事務デアル、是ガ何デ地方分  
權デアルカ、或ハ知事原案執行權ヲ制限ス  
ル、是ガ何デ地方分權デアルカ、何カ政府  
ハ地方制度ヲ改正シテ、非常ニ地方自治體  
ノ權限ヲ擴張スルガ如ク述ベラレテ居ル  
ガ、其内容ニハ見ルニ足ルベキモノハ一ツ  
モナイ、或ハ又

〔長イヂヤナイカ〕「速記が取レナイ  
「速記者ガ困ルゾ」ト呼ヒ、其他發言ス  
ル者多ク議場騒然〕

○議長(清瀬一郎君) 静肅ニ願ヒマス

○齋藤隆夫君(續) 地方ニ財源ヲ與ヘルト  
言ハレル、是ガ何ダ地方分權デアルカ、要る  
ルニヤカマシク政友會ヤ政府ハ地方分權ト  
云フコトヲ言テ居ルケレドモ、其實際ト謂  
ベテ見ルト何等見ルベキモノハナリ、地方  
分權ノ聲ヲ大ニシテ、昨年モ本年モ選舉ニ  
當ツテハ之ヲ以テ地方人民ヲ胡麻化シ、實際  
ニハ何等爲ス所ノモノハナイ、要スルニ政  
友會ハ全ク空虚ナル政策ヲ掲ゲテ、日本國  
民ヲ欺キタルモノデアルコトヲ茲ニ言明シ  
テ置キマス

〔政府委員秋田清君登壇〕

○政府委員(秋田清君) 只今齋藤君ノ御演  
說ヲ承リマシタガ、要スルニ是ハ齋藤サン  
ノ御意見、吾々トハ見解ノ相違ヲ來シテ居  
ルノデアリマス、吾々が今回提案ヲ致シマ  
シタル府縣制、市制、町村制ノ改正、是ハ實  
ニ地方分權ノ主義ニ基イタル政友會ノ大政  
策ノ實行デアルト確信ヲ致シテ居ルノデアリ  
マス、又兩稅委譲ノ如キモ地方分權主義  
ニ基イタル政策ノ大キナ現レデアルト思  
テ居ルノデアリマス、又是カラ行政審議會  
ニ於テ許可認可ノ事項ヲ決定シテ、地方ヘ  
移スト云フコトヲ申シタノデハナイ、既ニ  
行政制度審議會ニ於テ調査研究ノ結果、  
各省ノ持ツテ實行シテ居ル、是ガ即チ地方分  
權ノ大キナ實行デアルト申シタノデアリマ

ス、現在ニ於テ斯ノ如ク地方制度ヲ改正メ  
ルコト、又兩稅委讓ヲ實行スルコト、各省  
ノ持テ居タ所ノ權力ヲ地方ニ分シコト、是  
等ノコトガ大キナ政友會ノ地方分權ノ實行  
デアルト云フコトヲ申シタノデアリマス、  
尙ホ將來ハドウカト云フコトヲ申サレマス  
カラ、將來ノコトハ先刻申シタ通り、是等  
婦人公民權ノ問題モ、知事公選ノ問題モ、  
目下調査中デアルガ、政友會ハ此地方分權  
主義ニ基キ、調査研究ノ終了ヲ待テ、著々  
之ヲ行ハウト思シテ居ルノデアリマス、即チ  
過去ノコトヲ申シ、現在ノコトヲ申シ、又  
將來ノコトヲ申シタノデアル、斯ノ如キ考  
ヲ以テ此政治ノ大要ヲ、段々ニ中央集權ノ  
弊ヲ避ケテ地方分權ノ實ヲ舉ゲテ行カウト  
云フ考デアル、決シテ羊頭ヲ掲グテ狗肉ヲ  
賣ル者デハナイノデアル、眞ニ思慮アル所  
ノ國民ハ、此政友會ノ地方分權主義ニ向  
テ、滿腔ノ誠意ヲ捧ゲルモノデアルト云フ  
コトヲ私ハ信ジテ疑ハヌノデアル

ノヤウナ形ニナフテ參リマシタガ、私ハ是ハ  
何處マデモ自由問題トシテ、内務大臣モサ  
ウ凝ラレズニ、政黨ノ人モサウ之ヲ黨派問  
題トシナシイデ、從來ノ慣例ニ依シテ自由問題  
トシテヤツテ貴ヒタイト思フノデアリマス、  
ソコデ此今回ノ地方制度ノ改正案ニ付キマ  
シテ只今加藤君ノ御尋ニ對シマシテ、望月  
内務大臣ヨリ要領ハ尙早デアルト云フ御返  
辭デアツナノデアリマス、私ハ此尙早ト云  
フ意味ハ程度ノ問題デアツテ、ソレニ付キマ  
シテ今少シク深ク御伺シタイト思フノデア  
リマス、元來日本ノ婦人ノ地位ト云ヒマスレ  
カ、或ハ婦人ノ社會上、殊ニ法制上、公法  
的ニモ私法的ニモ、男子ニ比シテ著シク差  
別待遇ヲ受ケテ居ル、公法的ニ云ヒマスレ  
バ、勿論參政權ノ問題ハ別ト致シマシテ、  
教育上ノ機關カラ致シマシテモ、男子ニハ  
高等學校、大學校ト色ニアリマスガ、婦人  
ニハ殆ドナイ、或ハ官公吏トナル資格ニ付  
キマシテ婦人ハ非常ニ劣テ居ル、或ハ婦人  
ノ勞働者乃至職業婦人ニ關スル保護ガ、男  
子ノソレニ比シテ非常ニ劣テ居ル、色ニ太  
キナ意味カラ致シマシテ、公法上差別ガ多  
イノデゴザイマス、私法上カラ申シマスレ  
バ、民法ノ規定ニ於キマシテモ、婦人ノ保  
護規程ハ男子ニ比シテ非常ニ劣テ居ル、相  
續上ノ問題トシテハ、女子ノ嫡出子ハ男  
子ノ庶子ヨリモ其順位ガ劣テ居ルトカ、  
婦人ノ地位ガ男子ヨリ非常ニ劣テ居ル、  
斯ウ云フモノヲ段々直シテ、所謂理論的ニ  
行キマシテハ民法上色ニナ點ニ於キマシテ、  
當ニ團體生活ノ平和ナル程度ニ進メテ行ク  
ニハ、ドウシテ此婦人ノ地位ヲ高メ、婦  
人ノ法制上、並ニ社會上、政治上ノ地位ヲ  
ノ力ヲ伸バサシテ、婦人自ラノ要求力ニ依效  
テ段々ヤツテ行クコトガ早道デアツテ、又效

果ガアル、斯ウ云フ見地カラ、私ハ理論的ニ是迄度々或ハ公娼廢止ノ問題ニ付キマシテモ、婦人參政權乃至政治結社ノ加入問題ニ付キマシテモ、多少ノ力ヲ致シテ參ッタノデアリマスルガ、サウ云フコトカラ離レマシテ、私ハ近頃殊ニ具體的ニ非常ニ感ジマシタノハ、此婦人ノ力ハ人道的ニ非常ニ伸ビル力ヲ持テ居ル、今日迄ノ大キイ社會事業ハ矢張此婦人が創設者デアル、赤十字社ニ致シマシテモ「ナインケール」デアルトカ或ハ監獄改良事業ノ「エレザベス」ニシマシテモ、或ハ奴隸解放問題ニシマシテモ、斯ウ云フ社會事業ハ矢張婦人が一番先ニナップセヤテ居ル、所ガ近頃ノ傾向ハサウ云フコトハ勿論ノコトデアリマスルケレドモ、殊ニ義務教育程度、小學教育程度、是ガ段々男子ノ力ヲ離レテ婦人専門、寧口家庭ニ於キマシテモ、學校ニ於キマシテモ、或ハ學校ノ教員迄、段々小學校ハ婦人ノ教員ガ殖工業來ル傾向デアル、ソコデ最セ大事第ニノ國民ヲ作ル、殊ニ子供ノ教育ハ殆ド是ハ家庭ニ於キマシテハ母、婦人ノ專門ニ屬スル、最近最モ私共が實感シテ居ル著シイ例ハ、小學校ノ父兄會ニ行クテ見マシテ、何處ニ行キマシテモ殆ド父兄會ノ大部分ハ、全部ト云テ宜イガ婦人デアル、細君デアル、母デアル、是ハ都會地ニ於キマシテハ勿論、最近ニ於キマシテハ農村ニ於キマシテモ、先般私ハ地方ヲ調べテ見マスルノニ、矢張父兄會ニハ婦人ノ人々大部分デアル、ソコデ此教育ニ關シテ、父兄會ニ列スル婦人が躊躇ハソレヲ徹底シテ行ケバ、小學校ノ先生ノ問題、或ハ教育費ノ問題、多ク現在ノ市町村ノ經費ノ大部分ハ教育費デアル、ソマスカラ、サウ云フモノニ段々深入ヒテ、概念ヲ伸シテ行キマスル、ソコデ現在ノ市町村ノ大半ノ經費ヲ持テ居ル、其小學校ノ教育問題ニ付キマシテ、趣味カラ云ヒマシテモ、専門カラ云ヒマシテモ、自然ト主人ハ細君ニ委シテシマフ、又斯ウ云フ考カラ實際的ニ申スト、ソローカ此與サン達、婦人達ノサウ云フモノニ發言サシテモ宜イデ

ハナイカ、是ハ私全ク議論デハナイ、實感カラ熟々サウ思フタ、私ノ子供ハモウ小學校ニナリマシタガ、實際私ハ先生ノ名モ覺ヘテ居ナイ、細君ガ能ク覺ヘテ居ル、斯ウ云フコトカラ言ヒマシテモ實際問題ニアリ、是ハ決シテ尙早論デハナイト云フ感ジヲ染々覺ヘテ來タノデアリマス、最初ハ理論的ニ、婦人ニ參政權ヲ與フベシ、男女ハ平等アル、斯ウ云フ理論的ノコトヲ此壇上ニ述べタコトモアリマスガ、私ハ最近其理論的子選舉權論ヨリモ、實際的ノ教育問題、殊ニ市ニ於キマシテハ瓦斯、電氣、サウ云フモノ、關係上、市政ニ於キマシテハ消費經濟ノ上ニ婦人が意ヲ用キルト云フコトハ最モソレハ獎勵スベキ事デアル、ソレニ付慮ヲ要スル問題ガ多イ、市ノ大半ノ仕事ハ或ハ下水工事、衛生、サウ云フ問題、消費經濟ノ上ニ婦人が意ヲ用キルト云フコトハ最モソレハ獎勵スベキ事デアル、ソレニ付テハ矢張市ノ政治ニ直接婦人が携ハルト云フ權利ヲ與ヘナケレバ實際ノ趣味ガ起キテアル、私共ハソレ等ヲ離レテ、實際ノ參政權、公民權ヲ要求スル運動ハ、抽象的、黃ナ聲デナクシテ、確ニ具體的ニナシテ來タ、其點ハ政府ハ殊更ニ特ニ注意シテ御覽ヲ願ダ遺憾デアリマス、今日所謂婦人參政權、乃至公民權ヲ要求シテ居ル眞面目ノ教育家、サウ云フ人達ノ眞ノ聲、之ヲ御認メラタイド思フノデアリマス、ソコデ婦人參政權、乃至公民權ヲ與フベシト云フ議論ハ、參政權モ公民權モ其發足點ハ同ジデアリマス、同ジデアリマスルガ、茲ニ私共政治家トシテ考ヘナケレバナラヌコトハ、然ラバ何方ヲ先ニ與フルノガ宜シイカト云フ問題デアル、私ハ婦人參政權ヲ先ニ與フベシ、或ハ公民權ヲ先ニ與フベシ、ト云フコトニ付テハ、是ハ議論ガアルカ知レマセヌガ、

日本ノ現状並ニ實際カラ考ヘマシテ、私ハ是ハ矢張英吉利ガヤツタヤウニ、順序ト致シマシテハ先づ公民權ヲ與ヘテ、地方ノ團體生活ニ婦人ノ權利ヲ伸バサシテ見テ、練習ヲサセル、是ガイト思フノデアリマス、英吉利モ既ニ所謂中央政治ニ發言權、即チ參政權ヲ得マシテ相當年ガ經チマシタ、現ニ去年ハ保守黨ノ「ボーリドウキン」内閣スラニ年齢低下ヲ致シマシテ、極端ニ婦人參政權ノ範圍ヲ擴張シマシタガ、其英國デモ公民權デ前後六十年間——調べテ見マスルト、明治ノ御維新時代ニハ既ニ英國デハ婦人ガ公民權ヲ得テ居タ、サウシテ六十年間地方議會ニ於キマシテ婦人が此自治生活ニ慣レテ來テ、最後ニ選舉權ヲ與ヘタ、參政權ヲ與ヘタ、斯ウ云フ順序カラ致シマスレバ、私ハ參政權ハ尙早ナリト云フ御議論ハ、此處デ拜聴シヤウトハ思ハヌノデアリマス、公民權ハモウは尙早デハナイ、此邊ノデアリマス、ソコデ獨逸ハ詰リ參政權モ、云フ、斯ウ云フ議論カラ、是ハ政黨公眾ヲ離レマシテ、内相ノ再考ヲ煩シタイト思フ、大ニ御與ヘナサルノガ宜イデハナイカト云フ、斯ウ云フ議論カラ、ソレヨリモドウモ矢張日本ハ英國流ノ真似ルノガ、宜イデヤナイカト云フ意味カラ、幸ニ此地方制度ノ大改正ヲナサル此機會、而モ輿論ハ熟シテ居ル、議會ハ所謂輿論ヲガ、ソレヨリモドウモ矢張日本ハ英國流ノ代表スル一ツノ機關デアル、其議會ニ於キマシテモ、二百七十名ト云フ多數ノ方——大方一々ニ御相談スレバモト澤山ノ贊成者ヲ得ルコト、思フノデアリマスルガ、斯ウ云フ機會ニ於キマシテ、折角ノ大改正ヲサレル此機會ニ於キマシテ、一ツ内務大臣ノ御考慮ヲ願ヒマシテ、尙早論ト云フ意味ハ極メテ近イ意味ノ尙早——能ク調べテ、成程サウ云云フコトデアレバト云フ程度ノモノデアルナラバ、此議會ノ終リ頃デモ、モ内務大臣ノ只今ノ御答辯ノアリマシタ如ウソロ——尙早ト云フ意味ヲ認メテモ宜シト思フ、私ハ何レ議員提出ノ法律案ガ上程サレルト思ヒマスカ、其際ニ於キマシテノデアルナラバ、此議會ノ終リ頃デモ、モ内務大臣ノ只今ノ御答辯ノアリマシタ如ク、成程絶對反対デハナイ原則ハ認メル、

卷之三

調査中デアツチ、追ニ之ト、既ニ此壇上ニ於テ  
ノカラ、其點ハ非常ニ  
マスルガ、折角毎年毎  
議員提出ノ自由問題ト  
アリマスカラ、政府ニ  
考慮サレマシテ、至急  
ト共同シテ、委員會ニ  
ヒマシテ、サウシテ或  
マシテ、議員多數ノ希  
槿附興ニ關スル問題ニ  
尙早ト云フ意味ハドノ  
カ、單ニ尙早デアルト  
ヲコトデナクシテ、何  
御答辯ヲ願ヒタイト思

○國務大臣(星月圭介君) 婦人公民権ニ付  
キマシテハ、先程加藤鎮五郎君ノ御質問ニ  
對シテ御答ヲ申上ダマシタガ、婦人ニ公民  
権ヲ付與スベシト云フコトニ付テハ、成程  
星島君ノ言ハル、が如クニ、公民権ヲ付與  
スペシト云フコトニ付テノ理由ヲ述ベテ陳  
情ヲシテ來ル人モ隨分アリマス、併ナガラ  
一面ニ於テハ、又之ヲ非常ニ心配シテ、強  
キ反對ノ意見ヲ申シテ來ル人モアリマス、  
併ナガラ政府ニ於キマシテハ、早晚之ヲ認  
メナケレバナラヌト云フ考デアツテ、決シテ  
之ヲ絶對ニ付與スペカラズトノ意見ヲ持ッ  
テ居ルノデハアリマセヌ、併シ先程モ申上  
ダマシタ如クニ、婦人一般ノ政治能力ノ上  
ニ於テ、男子ニ及バザルコトノ其開キニ於  
テ、又輿論モ政府ノ見ル所ニ於テハ未だ熟  
セザルモノモアルト認メテ居ルノデアリマ  
ス、先程政務次官ノ言ハレマシタ如クニ、  
各種ノ方面ヨリ之ニ對シテ調查ハ怠テハ  
居リマセヌケレドモ、政府ハ今日婦人ニ公  
民権ヲ付與スルコトハ尙早デアルト見テ居  
リマスノデ、之ヲ提案シテ諸君ノ協賛ヲ受  
ケルト云フ所マデハ參ツテ居リマセヌ、左様  
御承知ヲ願ヒマス

○末松脩一郎君　今回提案ニナリマシタル  
地方制度ハ、私ノ見ル所ニ依リマシテモ、  
或ハ知事公選ヲ重要政策ト主張シ、或ハ婦  
人公民権ニ付テ政務調査會ノ決議ニナリタ  
ル此種ノ問題ヲ提案シナイト云フヤウナ  
コト、其他私が今日茲ニ質疑シヤウトスル  
コトノ提案ガナイト云フコトニ付キマシテ  
ハ甚ダ不徹底デ、又不完備ナル改正案デア  
ルト云フコトヲ信ブル一人デアリマス、殊ニ  
内務大臣ノ説明ト致シマシテモ、何故ニ知  
事公選ヲ認メナイカ、又何故ニ婦人公民権  
付與ノ規定ヲ置カナカッタクト云フコトモ、  
一應ノ説明ガアツテ然ルベキコト、考ヘマ  
ス、之ニ關シテ議員ノ中カラ質問ガアリマ  
シテモ、之ニ對シテモ十分ノ御答辯カナイ  
ト云フコトハ、我ガ議會ノ爲ニ甚ダ遺憾ニ  
感ズルノデアリマス、勿論是ハ今ニ初々コ  
トデハナインデセウ、從來官僚内閣以來、議  
會ニ於ケル答辯ハ、一時ヲ胡麻化スト云フ  
コトガ最モ巧妙ナル方法トシテ答辯セラレ  
テ居ツタノデアリマス、併シ吾々ハ普通選舉  
後ノ議會ニ於テハ、斯ル官僚主義ノ惡弊ヲ  
改メ、議院ノ狀態ヲ今少シク立憲的ニ致シ  
タイト云フ期待ヲ持テ居ツタノデアリマ  
ス、然ルニ本年ノ議會ノ如キモ、全ク答辯  
ノ出來ナイヤウナ大臣ガアリ、又其他ノ問  
題ニ付キマシテモ、甚ダ不十分ナル答辯ガ  
多イト云フコトハ、是ハ將來御互ニ注意シ、  
又答辯ノ出來ナイ大臣ノ如キ者、或ハ政治  
ニ理解ガナク、其他ノ問題ニ付テモ何等答  
辯ノ材料ガナイト云フ如キ狀態ハ、所謂時  
代錯誤デアッテ、議會トシテモ避ケタイシ、  
國民トシテモ之ヲ避ケタイ思フノニアリ  
マス、此意味ニ於キマシテ私ハ今日重要ナル  
二三ノ問題ニ付テ政府ニ御尋ノ致シタイト  
思フノデアリマス、ノミナラズ此機會ニ於  
チ私ハ政府ニ註文シテ置キタイノハ、法律  
案ノ提案ノ理由ナドニ付キマシテハ、今少  
シク親切ニヤツテ置イテ貰ヒタイト云フヨ  
トヲ申上ゲテ置クノデアリマス、實ハ昨今  
ノ議會ニ於ケル法律ノ改正案ナリ、若クハ  
提案ノ説明ガ僅ニ二行カ三行ノ簡単ナルモ  
ノデアリマス、是ハ實ハ吾々法制局ニ居ル

植民地ニ於ケル地方自治制ヲドウサレル御  
考デアルカト云フコトデアリマス、是ハ恐  
ラクハ總理大臣ノ主管事務トシテ總理ノ御  
答辯ヲ願フノデアリマスケレドモ、代ツ御  
答下ス<sup>ト</sup>テモ宜ウゴザイマス、植民地ガ次  
第ニ進歩ヲ致シマシテ、既ニ臺灣領有後三  
十餘年ニナリ、又朝鮮併合後二十餘年ニナ  
ルト云フ今日ニ於テ、甚ダ我ガ政府ガ之ニ  
對シテ冷淡デアルト云フヤウナ感ハ、植民  
地ノ人ノ常ニ慨嘆シテ居ル所デアリマス、  
御承知ノ如ク臺灣ニ於テハ臺灣議會設置運  
動ガアリ、又朝鮮ニ於テモ自治運動、其他  
獨立運動ノ如キモノガ起<sup>ツ</sup>テ、常ニ種々ナ  
ル動搖ガアルノデアリマスケレドモ、本國  
カ之ニ對シテ殆ド冷淡デアルカノ如キ状況  
ニ在ルト云フコトハ、私ハ新附ノ民ヲ悅服サ  
セル所以デナイト思フノデアリマス、若シ  
内地ニ於テハ普通選舉ヲ行ヒ、又近ク婦人  
ノ參政權、或ハ婦人ノ公民權ト云フヤウナラ  
モノヲ與ヘヤウト云フ際ニ於テハ、植民地  
ノ住民ニ對シテ殆ド無關心ニシテ居ルト云  
フコトニナゾタナラバ、私ハ色と惡イ結果  
ガ起ルモノト云フコトヲ信ジテ居ルノデア  
リマス、少クモ參政權ニ付テハ相當ノ調査  
機關ヲ設ケテ、如何ナル方法ニ依<sup>ツ</sup>テ之ニ  
參政權ヲ與ヘルト云フコトヲ考ヘナベナラ  
ヌ、又今日洵ニ不完全ナル自治制度ガ布カ  
レテ居リマスガ、此自治制度、内地ニ於テ  
ハ地方分權トカ積極消極ノ自治權擴張ト云  
フコトヲ唱ヘル今日ニ於テハ、彼等新附ノ  
民ニ對シテ、相當吾々ハ考慮シナケレバナ  
ラヌト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、私  
ハ先年英國ニ於テ前勞働大臣ノ「バアーン  
ス」ト云フ人ニ會ヒマシタガ、其人ガ斯ウ  
云フコトヲ言<sup>ツ</sup>テ居リマス、自分ノ國ハ昔  
ハ多數ノ植民地ヲ持<sup>ツ</sup>テ居ルト云フコトガ  
國ノ權威デアリ、又一般人民ノ幸福デアル  
ト考ヘテ居<sup>ツ</sup>タノデアルガ、最近ニ於テハ甚  
ダ其點ニ付テ困<sup>ツ</sup>テ居ル、殊ニ……  
〔此時發言スル者多シ〕

北山集卷之三

静肅ニ願ヒマノ

昭和四年二月六日

衆議院議事速記録第十二

府縣制中改正法律案外二件 第一讀

第一讀會

テ居ル問題デアル、百年ノ昔ニ於テ併合シタ愛蘭ニ非常ニ困シテ居ルノデアルカラシテ、若シ將來日本ガ殖民地、殊ニ朝鮮等ヲ統治スルニ付テハ、餘程御考ニナル必要ガアルト思フノデアル、朝鮮ノ併合ニハ自分ハ不賛成デアルガ、併合シタ以上ハ之ヲ國家的ニ十分ニ統治シテ、新附ノ民ヲ悅服セセルト云フコトハ、日本ノ將來ニ非常ニ幸福デアルト云フコトヲ信ズルカラシテ、ドウカ君ハ内地ニ歸ツタナラバ、内地ノ政治家ニ此意思ヲ傳ヘテ黄ヒタイト云フ詰デアタノデアリマス、私ハサウ云フ意味ニ於テ、此機會ニ於テ即チ八民權ノ問題、其他地方分權ノ機會ニ於テ、地方制度ヲ改正スルト云フ機會ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、是等ノコトモ今回地方制度ヲ改正スルナラバ、政府トシテ相當ノ案ヲ具シ、之ヲドウスルカト云フコトヲ本議會ニ於テ、私ハ説明スル義務ガアルト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、申ス迄モナク東京都制ナルモノガ明治二十九年以來常ニ議會ノ問題トナッテ、ソレガ爲ニ東京市ハ勿論、此郡部ノ町村ノ如キモノハ殆ド各種ノ設備ガ傳頤シテ居ルノデアリマス、道路、交通、運輸、水道、下水其他衛生設備、有エル問題ガ此都制定案ガ引掛シテ居ル爲ニ、是ガ今日迄解決シテ居ナインデアル、大阪市ノ如キハ四十四箇町村ト云フモノヲ併合シテ大都市トシテ經營シテ、著々トシテ大都市ノ面目ヲ發揮シテ、アルニ拘ラズ、帝都ガ今日迄大都市ノ面目ヲ備ヘルコトガ出来ズシテ、色ニナ問題ニ付テ困シテ居ルト云フコトハ事實デアッテ、斯ウニ云フ問題ヲ所謂分權ヲ主張スル現政府トシテハ、此儘ニ打シヤッテ置クト云フコトハ甚ダ私ハ其意ヲ得ナインデアリマス、殊ニ吾々全國ノ國民ガ、帝都復興ノ爲ニハ五億二千三百万圓ト云フ巨額ノ國費ヲ費シテ、帝都ノ面目ヲ維持シ、其隆盛ヲ圖シテ居ルノデアル、如何

ナル山間僻地ノ人、東京ヲ知ラナイ、東京ニ何等緣故ノナイ人、而モサウニフ人ハ如何ナル悲惨ナル天災地變ノ運命ニ遭フテモ、國費ニ依シテ之ヲ救濟スルコトハ出來ナイ所ノセルト云フコトハ、日本ノ將來ニ非常ニ幸福デアルト云フコトヲ信ズルカラシテ、ドウカ君ハ内地ニ歸ツタナラバ、内地ノ政治家ニ此意思ヲ傳ヘテ黄ヒタイト云フ詰デアタノデアリマス、私ハサウ云フ意味ニ於テ、此機會ニ於テ即チ八民權ノ問題、其他地方分權ノ機會ニ於テ、地方制度ヲ改正スルト云フ機會ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、是等ノコトモ今回地方制度ヲ改正スルナラバ、政府トシテ相當ノ案ヲ具シ、之ヲドウスルカト云フコトヲ本議會ニ付テハ、政府ニ相當ノ自信ト計畫ガコトニ付テハ、政府ニ相當ノ自信ト計畫ガナケレバ、ナラスト云フコトヲ私ハ信ズルノデアッテ、此點ニ於テ東京都制案ハドウナト云フ機会ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、申ス迄モナク東京都制ナルモノガ明治二十九年以來常ニ議會ノ問題トナッテ、ソレガ爲ニ東京市ハ勿論、此郡部ノ町村ノ如キモノハ殆ド各種ノ設備ガ傳頤シテ居ルノデアリマス、道路、交通、運輸、水道、下水其他衛生設備、有エル問題ガ此都制定案ガ引掛シテ居ル爲ニ、是ガ今日迄解決シテ居ナインデアル、大阪市ノ如キハ四十四箇町村ト云フモノヲ併合シテ大都市トシテ經營シテ、著々トシテ大都市ノ面目ヲ發揮シテ、アルニ拘ラズ、帝都ガ今日迄大都市ノ面目ヲ備ヘルコトガ出来ズシテ、色ニナ問題ニ付テ困シテ居ルト云フコトハ事實デアッテ、斯ウニ云フ問題ヲ所謂分權ヲ主張スル現政府トシテハ、此儘ニ打シヤッテ置クト云フコトハ甚ダ私ハ其意ヲ得ナインデアリマス、殊ニ吾々全國ノ國民ガ、帝都復興ノ爲ニハ五億二千三百万圓ト云フ巨額ノ國費ヲ費シテ、帝都ノ面目ヲ維持シ、其隆盛ヲ圖シテ居ルノデアル、如何

ナル山間僻地ノ人、東京ヲ知ラナイ、東京ニ何等緣故ノナイ人、而モサウニフ人ハ如何ナル悲惨ナル天災地變ノ運命ニ遭フテモ、國費ニ依シテ之ヲ救濟スルコトハ出來ナイ所ノセルト云フコトハ、日本ノ將來ニ非常ニ幸福デアルト云フコトヲ信ズルカラシテ、ドウカ君ハ内地ニ歸ツタナラバ、内地ノ政治家ニ此意思ヲ傳ヘテ黄ヒタイト云フ詰デアタノデアリマス、私ハサウ云フ意味ニ於テ、此機會ニ於テ即チ八民權ノ問題、其他地方分權ノ機會ニ於テ、地方制度ヲ改正スルト云フ機會ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、是等ノコトモ今回地方制度ヲ改正スルナラバ、政府トシテ相當ノ案ヲ具シ、之ヲドウスルカト云フコトヲ本議會ニ付テハ、政府ニ相當ノ自信ト計畫ガコトニ付テハ、政府ニ相當ノ自信ト計畫ガナケレバ、ナラスト云フコトヲ私ハ信ズルノデアッテ、此點ニ於テ東京都制案ハドウナト云フ機会ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、申ス迄モナク東京都制ナルモノガ明治二十九年以來常ニ議會ノ問題トナッテ、ソレガ爲ニ東京市ハ勿論、此郡部ノ町村ノ如キモノハ殆ド各種ノ設備ガ傳頤シテ居ルノデアリマス、道路、交通、運輸、水道、下水其他衛生設備、有エル問題ガ此都制定案ガ引掛シテ居ル爲ニ、是ガ今日迄解決シテ居ナインデアル、大阪市ノ如キハ四十四箇町村ト云フモノヲ併合シテ大都市トシテ經營シテ、著々トシテ大都市ノ面目ヲ發揮シテ、アルニ拘ラズ、帝都ガ今日迄大都市ノ面目ヲ備ヘルコトガ出来ズシテ、色ニナ問題ニ付テ困シテ居ルト云フコトハ事實デアッテ、斯ウニ云フ問題ヲ所謂分權ヲ主張スル現政府トシテハ、此儘ニ打シヤッテ置クト云フコトハ甚ダ私ハ其意ヲ得ナインデアリマス、殊ニ吾々全國ノ國民ガ、帝都復興ノ爲ニハ五億二千三百万圓ト云フ巨額ノ國費ヲ費シテ、帝都ノ面目ヲ維持シ、其隆盛ヲ圖シテ居ルノデアル、如何

ナル山間僻地ノ人、東京ヲ知ラナイ、東京ニ何等緣故ノナイ人、而モサウニフ人ハ如何ナル悲惨ナル天災地變ノ運命ニ遭フテモ、國費ニ依シテ之ヲ救濟スルコトハ出來ナイ所ノセルト云フコトハ、日本ノ將來ニ非常ニ幸福デアルト云フコトヲ信ズルカラシテ、ドウカ君ハ内地ニ歸ツタナラバ、内地ノ政治家ニ此意思ヲ傳ヘテ黄ヒタイト云フ詰デアタノデアリマス、私ハサウ云フ意味ニ於テ、此機會ニ於テ即チ八民權ノ問題、其他地方分權ノ機會ニ於テ、地方制度ヲ改正スルト云フ機會ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、是等ノコトモ今回地方制度ヲ改正スルナラバ、政府トシテ相當ノ案ヲ具シ、之ヲドウスルカト云フコトヲ本議會ニ付テハ、政府ニ相當ノ自信ト計畫ガコトニ付テハ、政府ニ相當ノ自信ト計畫ガナケレバ、ナラスト云フコトヲ私ハ信ズルノデアッテ、此點ニ於テ東京都制案ハドウナト云フ機会ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、申ス迄モナク東京都制ナルモノガ明治二十九年以來常ニ議會ノ問題トナッテ、ソレガ爲ニ東京市ハ勿論、此郡部ノ町村ノ如キモノハ殆ド各種ノ設備ガ傳頤シテ居ルノデアリマス、道路、交通、運輸、水道、下水其他衛生設備、有エル問題ガ此都制定案ガ引掛けシテ居ル爲ニ、是ガ今日迄解決シテ居ナインデアル、大阪市ノ如キハ四十四箇町村ト云フモノヲ併合シテ大都市トシテ經營シテ、著々トシテ大都市ノ面目ヲ發揮シテ、アルニ拘ラズ、帝都ガ今日迄大都市ノ面目ヲ備ヘルコトガ出来ズシテ、色ニナ問題ニ付テ困シテ居ルト云フコトハ事實デアッテ、斯ウニ云フ問題ヲ所謂分權ヲ主張スル現政府トシテハ、此儘ニ打シヤッテ置クト云フコトハ甚ダ私ハ其意ヲ得ナインデアリマス、殊ニ吾々全國ノ國民ガ、帝都復興ノ爲ニハ五億二千三百万圓ト云フ巨額ノ國費ヲ費シテ、帝都ノ面目ヲ維持シ、其隆盛ヲ圖シテ居ルノデアル、如何

ナル山間僻地ノ人、東京ヲ知ラナイ、東京ニ何等緣故ノナイ人、而モサウニフ人ハ如何ナル悲惨ナル天災地變ノ運命ニ遭フテモ、國費ニ依シテ之ヲ救濟スルコトハ出來ナイ所ノセルト云フコトハ、日本ノ將來ニ非常ニ幸福デアルト云フコトヲ信ズルカラシテ、ドウカ君ハ内地ニ歸ツタナラバ、内地ノ政治家ニ此意思ヲ傳ヘテ黄ヒタイト云フ詰デアタノデアリマス、私ハサウ云フ意味ニ於テ、此機會ニ於テ即チ八民權ノ問題、其他地方分權ノ機會ニ於テ、地方制度ヲ改正スルト云フ機會ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、是等ノコトモ今回地方制度ヲ改正スルナラバ、政府トシテ相當ノ案ヲ具シ、之ヲドウスルカト云フコトヲ本議會ニ付テハ、政府ニ相當ノ自信ト計畫ガコトニ付テハ、政府ニ相當ノ自信ト計畫ガナケレバ、ナラスト云フコトヲ私ハ信ズルノデアッテ、此點ニ於テ東京都制案ハドウナト云フ機会ニ於テ、政府ハ植民地ノ地方自治ニ付テ如何ナル考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ御尋シテ、政府ノ明確ナル答辯ヲ促シタイト思フノデアリマス、今一つハ都制定案、東京都制案上云フモノト、特別市制トノ關係デアリマス、申ス迄モナク東京都制ナルモノガ明治二十九年以來常ニ議會ノ問題トナッテ、ソレガ爲ニ東京市ハ勿論、此郡部ノ町村ノ如キモノハ殆ド各種ノ設備ガ傳頤シテ居ルノデアリマス、道路、交通、運輸、水道、下水其他衛生設備、有エル問題ガ此都制定案ガ引掛けシテ居ル爲ニ、是ガ今日迄解決シテ居ナインデアル、大阪市ノ如キハ四十四箇町村ト云フモノヲ併合シテ大都市トシテ經營シテ、著々トシテ大都市ノ面目ヲ發揮シテ、アルニ拘ラズ、帝都ガ今日迄大都市ノ面目ヲ備ヘルコトガ出来ズシテ、色ニナ問題ニ付テ困シテ居ルト云フコトハ事實デアッテ、斯ウニ云フ問題ヲ所謂分權ヲ主張スル現政府トシテハ、此儘ニ打シヤッテ置クト云フコトハ甚ダ私ハ其意ヲ得ナインデアリマス、殊ニ吾々全國ノ國民ガ、帝都復興ノ爲ニハ五億二千三百万圓ト云フ巨額ノ國費ヲ費シテ、帝都ノ面目ヲ維持シ、其隆盛ヲ圖シテ居ルノデアル、如何

及刑餘者ニ権利ヲ與ヘルト云フヤウナ問題、是等ノ事柄ニ付テ現在ノ法規ヲ改廢致シマスルト云フコトハ、必ズシモソレガ公民權ノ確立ヲ期スル所以トハ、私ハ考ヘナイノデゴザイマス、時ニ應ジテ相當ノ改革ヲスルト云フコトハ必要デアリマスルケレドモ、今日ノ時代ニ於キマシテハ、尙ホ年齢ハ二十五年トシ、住所ノ制限ハ二年ト致スト云フコト、並ニ刑餘者ニ公民權ヲ付與スルト云フヤウナコトハ、考慮スベキ事デアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、隨テ只今御尋ノ三點ニ付キマシテハ、政府ハ之ヲ改正スルノ意思ヲ持ツテ居ラナイトイ云フコトニ御承知ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手)○副議長(清瀬一郎君) 土屋清三郎君

然過ル程當然デアリマス、然ルニ此點ニ關シマシテ、現内閣ノ與黨ノ一人タル所ノ私ノ親友加藤君ハ、此席ニ於テ強ク政府ニ質問致サレタノデアリマス、内務大臣ノ之ニ對スル御答撃ヲ承ルト云フト、マダ女子ニ公民權ヲ與ヘルト云フコトハ早イト認メルガ、併シ若シモ多數ヲ以テ可決セラレタ場合ニハ…ト云フノデ、内務大臣早クモ其城門ノ一角ヲ女子ノ爲ニ開イタノデアリマス、隨テ私ハ此點ニ付キマシテハ、輿論ノ嚮フ所必ズヤ政府ノ退却トナツテ、女子ニ對スル公民權ガ此議會ニ於テ確立セラレルコトヲ確信致シマスルカラ、此點ニ付テハ強テ政府ノ答辯ヲ求メナイノデアリマス、第二ハ破産者ニ對スル公民權ノ問題デアリマス、此問題ハ去ル五十二議會ニ於テ、私ハ一ツノ法律案ヲ提出致シマシタ、昨年普選後ノ議會以來今日マデ、恐ラク此問題ハ、無產黨ノ諸君カラ第一ニ提案セラレルコトト考ヘテ居タノデアリマスルガ、只今無產黨ノ河上君ノ御意見ヲ承リマシテモ、此點ニ付テハ何等觸レテ居ナイヤウデアリマスルカラ、私ハ特ニ此點ニ力ヲ入レテ内務大臣ニ質シタイノデアリマス、現行法ハ御承知ノ通り破産者ニ對シテ選舉權モ被選舉權モ與ヘテ居リマセヌ、之ヲ改メテ缺格條項ノ中カラ排除スル考ガナイカドウカト云フコトガ、私ノ御尋致シタイ點ニアリマス、元來破産者ニ對シテ公私ノ權利能力ヲ剝奪スルト云フコトハ、破産ニ對シテ懲戒主義ヲ採テ來タ所ノ羅馬法以來ノ古イ思想ニ基クモノデアリマシテ、其流ヲ汲ンデ嘗テハ我國ノ舊商法被産編モ亦此懲戒主義ニ基イテ作ラレタノデアリマスガ、併ナガラ近世ニ至リマシテ、破産手續ト云フモノハ總テノ債權者ノ利益ノ爲ニ、債務者ノ一切ノ財產ニ對スル一般強制執行デアルト云フ思想カラ致シマシテ、懲戒主義ヲ捨テ、破産ノ爲ニ身分上何等ノ效果ヲ及ボサナイト云フコトニ致シタノデアリマス、現ニ先年作ラレマシタ所ノ我國ノ破産法モ亦此新シイ思想、新シイ主義ニ下ニ作ラレマシテ、舊法ニ依テ破産ノ宣告ヲ受ケマシタ者モ、特

別法ノ規定アル場合ヲ除クノ外ハ、當然  
破産ノ爲ニ身分上ノ效果ヲ排除セラレテ  
居ルノデアリマス、元來破産ハ今日ノ狀  
態ニ於キマシテハ、避クベカラザル所  
ノ社會現象ノ一ツデアリマス、其原因ハ  
必ズシモ破産者ノ不都合バカリデハアリマ  
セヌ、天災地變避ケベカラザル所ノ災難、又  
ハ急激ナル經濟上ノ變化ニ依リマシテ、何  
等其人ニ過失ガナイニモ拘ラズ、遂ニ破産  
セザルヲ得ザルヤウナ、其事情ニ於テハ沟  
ニ同情ニ堪ヘナイ者ガ多イノデアリマス、  
隨テ之ニ對シテ直接ノ效果トシテ、其者ノ  
公私ノ權利能力ヲ剝奪スルト云フコトハ、  
不當モ亦甚シイト謂ハナケレバナリマセ  
ヌ、殊ニ普通教育ガ今日ノ如ク善良ナル成  
績ヲ以テ普及シテ居リマス狀態ノ下ニ於キ  
マシテハ、昔ノ如ク恒產無キ者ハ恒心無シ  
トハ言ハレナインデアル、恒產ガ無クトモ  
恒心ノ有ルモノハ天下決シテ少クナインデ  
アリマス、況ヤ普通選舉ノ結果ト致シマシ  
テ、貧困ニシテ公私ノ救助ヲ受ケル者ヲ除  
クノ外、等シク參政ノ權利ヲ與ヘラレテ居  
ルノデアリマス、六年以下ノ懲役三處セラ  
レマシタ者、亦時ガ來レバ選舉權被選舉權  
ヲ與ヘラレテ居ルノデアリマス、私ハ此意  
味ニ於キマシテ、此古イ思想ノ下ニ、懲戒  
主義ノ下ニ作ラレタ所ノ是等ノ一切ノ規定  
ヲ排除スル爲ニ、曩ニ第五十一議會ニ於テ  
一つノ單行法ヲ以テ、破産ノ爲ニ身分上ノ  
效果ニ及ボス一切ノ法令ヲ抹殺スル所ノ法  
案ヲ提出致タノデアリマス、併シ是ハ初テ  
デアリマシタカラ、遂ニ其通過ヲ見ルコ  
トガ出來ナカッタノデアリマスガ、更ニ私ハ  
今議會ニ於テ、二十五ノ法律改正案並ニ建  
議案ヲ本院ニ提出致シマシテ、極力之ヲ高  
切實ニ主張セントスル所ノ選舉權被選舉權  
ニ關スル事項ガアルノデアリマスカラ、此  
機會ニ於テ特ニ之ヲ政府ニ質ス次第デアリ  
マス、普通選舉ノ主義ハ申スマデモナク、  
一君萬民ノ大義ニ基クモノデアル、國民ノ

半バヲ有スル所ノ、女子ヲ度外シタル所ノ

男子專制ノ政治ガ、斷ジテ此大義ニ合スル

モノデナイト同時ニ、數千萬ノ負債ヲ國家ノ

保護ニ浴シナガラ——國家ノ保護ニ浴シテ

其破産ヲ免レナガラ、尚且ツ國務大臣トシ

テ堂々ト國民ノ前ニ現レテ居ル今日ノ場合

ニ於テ……

(此時發言スル者多シ)

○副議長(清瀬一郎君) 静肅ニ願ヒマス

○土屋清三郎君(續) 而モ氣ノ毒ナル天災

地變、其他避クベカテザル所ノ事情ノ爲ニ、

破産ノ運命ニ遭遇シタル所ノ者ヲ此儘ニ見

殺シニシテ置クト云フコトハ、斷ジテ普通

選舉ノ精神ニ反スルモノデアル、是等ニ對

シテ此重要ナル國民トシテノ權利、市民ト

シテノ權利ヲ剝奪シテ居ルト云フコトハ、

斷ジテ國民ノ看過スル能ハザル所デアリマ

ス、現内閣ガ果シテ普通選舉ノ精神ヲ體シ、

普通選舉ノ主義ニ對シテ十分ナル理解ヲ持

タル、ナラバ、何卒此點ニ於テ明快ナル御

説明ヲ得タインデアリマス

○副議長(清瀬一郎君) 望月内務大臣

(國務大臣望月圭介君登壇)

○國務大臣(望月圭介君) 破産者ニシテ其

辨濟ノ義務ヲ終ヘザル者ニ對シテハ、此權

利ヲ與ヘヌコトニナッテ居ルノデゴザイマ

ス、是ハ衆議院議員選舉法ニ於キマシテモ、

選舉權モ被選舉權モ與ヘテアリマセヌ、其

他ノ法律ノ關係ヨリ致シテモ、又社會ニ於

ケル信義ト云フコトノ原則ニ對シマシテ

モ、此破産者ニ對シテ此權利ヲ與ヘルト云

フコトハ、是ハ穩當ナラズトシテ、提案ノ

通りニ權利ヲ與ヘナイコトニシタノデアリ

マス、左様御承知ヲ願ヒマス

○原惣兵衛君 質疑打切ノ動議ヲ提出致シ

マス、只今上程ノ三案ニ對スル質疑ハ、之

ヲ以テ終局セラレントコトヲ望ミマス

○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

(其通り) 「賛成」ト呼ヒ其他發言スル

者多シ

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ガアリマス

カ——御異議ガアレバ採決致シマス、原君

ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(賛成者起立)

○副議長(清瀬一郎君) 起立多數、仍テ動

議ノ如ク決シマシタ、即チ右三案ニ對スル

質疑ハ之ヲ以テ終局サレマシタ、日程第四、

右各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議

題ト致シマス

第四 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

○原惣兵衛君 三案ヲ一括シテ議長指名、

特ニ二十七名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ

望ミマス

○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

(異議ナシ)「聲起ル」

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メ

五、労働者災害扶助法案ノ第一讀會ヲ開キ

マス——秋田内務政務次官

第五 労働者災害扶助法案(政府提出)

第一讀會

勞働者災害扶助法

勞働者災害扶助法

業ニ之ヲ適用ス但シ工場法ノ適用ヲ受

クル工場ニ於ケル事業及鑄業法ノ適用

ヲ受クル事業ヲ除ク

一、當時十人以上ノ勞働者ヲ使用スル

砂鑄業、石切業其ノ他土石ノ採掘又

ハ採取ノ事業

二、土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、

修理、變更若ハ破壊ノ工事ニシテ左

ノ一一該當スルモノ

(イ) 土木工事又ハ工作物ノ建設、

保存、修理、變更若ハ破壊ノ工事

ヲ爲スツ業トスル者ノ爲ス工事ニ

シテ其ノ費用勅令ヲ以テ定ムル金

額以上ノモノ

(ロ) 鐵道若ハ軌道ノ事業又ハ水

道、電氣若ハ瓦斯ノ事業ヲ行フ者

ガ其ノ事業ノ爲ニ爲ス直營工事

(ハ) 國、北海道府縣、市町村其ノ

他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ  
爲ス直營工事

三 鐵道又ハ軌道ノ事業、乗合自動車  
ニ依ル運送ノ事業其ノ他勅令ヲ以テ

指定期スル運送ノ事業ニシテ當時十人  
以上ノ勞働者ヲ使用スルモノ

四 船舶ヨリ又ハ船舶ヘノ貨物ノ積卸  
ノ事業、停車場、倉庫業者ノ倉庫又

ハ保稅地域ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事

業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル貨物ノ  
取扱ノ事業ニシテ當時十人以上ノ勞

働者ヲ使用スルモノ

第二條 事業者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ  
勞働者カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又

ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ  
遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依

リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スペシ

前項ノ事業者トハ勞働者ヲ使用シテ事業

ヲ爲ス者ヲ謂ブ但シ事業ノ全部又ハ一  
部カ數次ノ請負ニ依リ爲サル場合ニ  
於テハ各請負人ハ其ノ請負ヒタル事業

ニ付之ヲ事業者トス

前項但書ノ場合ニ於テハ各事業者ハ其

ノ請負ヒタル事業ノ勞働者ニ付連帶シ

テ扶助ノ義務ヲ負擔スペシ

第三條 前二條ノ勞働者ノ範圍ニ關シテ  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキ

ハ當該官吏ヲシテ事業ノ行ハル場所

ニ臨檢セシムルコトヲ得

第五條 事業者故ナク扶助ノ義務ヲ履行

セザルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ  
尋問ニ對シ答ハ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 事業者營業ニ關シ成年者ト同一  
ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治產者

ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ事

業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理

人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表ス  
ル者ニ之ヲ適用ス

第八條 事業者ハ其ノ代理人、戸主、家  
族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ  
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第九條 本法中事業者ニ關スル罰則ハ  
以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

第八條 事業者ハ其ノ代理人、戸主、家  
族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ  
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第九條 本法中事業者ニ關スル罰則ハ  
以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

第八條 事業者ハ其ノ代理人、戸主、家  
族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ  
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第九條 本法中事業者ニ關スル罰則ハ  
以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

第八條 事業者ハ其ノ代理人、戸主、家  
族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ  
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第九條 本法中事業者ニ關スル罰則ハ  
以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

第八條 事業者ハ其ノ代理人、戸主、家  
族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ  
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第九條 本法中事業者ニ關スル罰則ハ  
以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

第八條 事業者ハ其ノ代理人、戸主、家  
族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ  
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第九條 本法中事業者ニ關スル罰則ハ  
以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員秋田清君登壇) 現在我國ニ於キ  
マシテハ、勞働者ニシテ業務上負傷シ、  
疾病ニ罹リ、又ハ死亡シタル場合ニ法規ニ  
依ル扶助ヲ受クル者ハ、工場法ノ適用ヲ受  
クル工場ノ職工及鑄山ノ鑄夫ニ限ラレ、其  
他ノ事業ニ於ケル勞働者ニ付テハ何等保護  
ノ法規ガナイノデアリマス、然ルニ工場、  
鑄山以外ニ於キマシテモ、或ハ土石採取或  
ハ土木建築、或ハ交通運輸、貨物積下シ等  
ノ事業ハ、其業務ノ性質上甚ダ危險ニアリ  
マシテ、近時機械力ヲ使用スルコト多キニ  
從テ業務上：

第八條 事業者ハ其ノ代理人、戸主、家  
族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ  
處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第九條 本法中事業者ニ關スル罰則ハ  
以テ指定スル公共團體ニ之ヲ適用セズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



申シマスガ、唯、一點私ノ質問ニ御答ノナイ所ダケ御伺致シマス

〔此時發言スル者多シ〕

○副議長(清瀬一郎君) 静肅ニ願ヒマス  
○松田竹千代君(續) ソレハ現在日本ノ日  
備労働者デ、年々災害ヲ受ケル者ガ事業者  
カラドレ位ノ金額ヲ、災害ヲ被タ場合ニ受  
ケテ居ルカト云フコトデアリマス、是ダケ  
御伺致シマス

〔政府委員長岡隆一郎君登壇〕

○政府委員長岡隆一郎君 日備労働者ガ  
災害ヲ受ケタ場合ニ、ドノ位ノ扶助ヲ事業  
者カラ受ケテ居ルカト云フ御質問デゴザイ  
マスルガ、是ハ事業ノ態様ニ依リマシテ千  
差萬別デアリマシテ、甚シキモノハ一命ヲ  
失ヒマシテモ、三十圓位ノ見舞金デ失禮シ  
テ居ル者モゴザイマス、又相當ノ扶助ヲ與  
ヘテ居ル者モゴザイマス、是等ハ此短力  
イ時間ニ於キマシテ一々各自ノ扶助者ノ率  
ニ付キマシテ御答申スコトハ困難デアリマ  
スカラ、是モイヅレ委員會ニ於テ詳細申上  
ダタイト思ヒマス(拍手)

〔山本宣治君登壇〕

○山本宣治君 本案ノ對象トナリマスル自  
由労働者ノ總數、現在ノ日本ニ於テ約百五  
十八万ノ數ニ上ルト云フコトデアリマス、  
其可ナリ大ナル數ノ自由労働者ノ利益ヲ保  
護スルト號シテ居ル此案ニ關シマシテ、望  
明内務大臣ニ伺ヒタ所デアリマスルガ、  
内務大臣ヨリモ遙ニ此問題ニ關シテハ精通  
シ、且又責任アル詳細ノ御答辯ヲセラル、  
デアラウト云フコトヲ期待シマスル長岡社  
會局長官ノ御答辯ヲ願ヒタイ、質問ノ土臺  
ハ七十七万人、中デ鐵道從業員ヲ國有、私  
設、又軌道ト云フ風ニ別ケマスルガ、總計  
ハ七十七万人、更ニト並ンデ自由労働者  
先づ第一ニ數デ申シマスルト、交通労働者  
ハ八十一万人、是ガ内諳チシマスルト、大  
工左官ガ六十八万人、人夫仲仕ガ十二万人  
ト云フ風ナ明細ニナルノデアリマスルガ、  
此中デ本法ノ第一條ノ各項ヲ見マスルト、

官公署及大會社ニ於キマシテハ、既ニ工場  
法ノ適用ヲ受け、或ハ其他既ニ災害扶助ハ  
何等カノ形式ノ施設ガアル、デ若十八百五  
十八万ノカラ除カレルトシテモ、隨分大キ  
ナ數デアル、其勞働條件ハドウデアルカト  
云ヘバ是ハ申スマデモナク、此屋外作業デ  
アツテ、極メテ粗雜ナル岩石土木ノ類ヲ持扱  
ノデアルカラ、危險率ハ非常ニ高い、又

其住フ所ノ家モ永久性ノナイ假小家デアル  
トカ、或ハ町外レノ隧道長屋デアルトカ、  
普通ノ工場勞働者トハ較ベモノニナラヌヤ  
ウナ劣惡ナ條件ニ置カレ、且又其從事シテ  
居ル勞働ハ、甚大ナル危險ノ下ニ置カレテ  
居ル、所デ此自由労働者ガ昨今ニ於テドン  
ナニ多クナツタカト云フコトハ、先日横濱  
ノ市役所ニ大勢ノ數百ノ自由労働者ガ押掛  
ケマシテ、只今長岡長官ノ引例サレタ六  
都市ニ於ケル職業紹介所ノ前ニ押掛ケテ、サウ  
シテ夜ノ明ケルノヲ待兼ネテ札ヲ貰シテ、  
ヤット其日ノ職ニ有リ付ケルノデアルガ、  
ソレモ何分ノ一カトノ少數デアツテ、其職ニア  
フレタ自由労働者ハ憤激ノ餘り、横濱市役  
所ニ押掛ケテ、サウシテ當事者ニ對シテ憤  
激ノ餘り暴行ヲ加ヘントシタヤウナ實狀ガ  
アル、何モ好シニヤツタノデハナイ、當事ガ  
アリサヘスレバ、斯ウ云フコトヲシナクテ  
モ濟ム、偶、仕事ヲ得タ思テモ、其人一人  
人デ云ヘバ、月ノ十五日ハ仕事ニ有リ付ケ  
ルガ、後ノ十五日ハアーネルトスウ云フ次  
第、精々一圓四、五十錢ノ日給ヲ取テ  
モ、是ガ親方カラ其頭ヲ撥ラレルト云フ譯  
デ、此社會局ノ統計ニ微シマシテモ、勞働  
者ノ職業ヲ得テ居ル人ノ數ハ、昭和元年二  
於キマシテ百ト致シマスルト、昭和三年ニ  
於テ九十人ニ減テ居ル、即チ一割ノ數ハ  
失業者ガ殖エテ居ルト云フコトニナツテ居  
ルノデアル、之ニ對シテ本案ヲ以テ政府ハ  
何カノ仕事ヲヤリタイト云フ目論見デアリ  
マセウガ、此點ニ於テ其所期ノ目的ヲ果シ  
テ達シ得ラレルカト云フ、重大ナル疑問ヲ

生ズル點ガ此案ノ各處ニ見エルノデアリマ  
ス、ソレデソレニ關シテ政府ノ所見如何ト  
云フコトヲ是カラ御伺シタイ、先づ第一ニ  
重要ナル點ハ、皆勅令デ後ニ定メルト書イ  
テアル、マア惡意ヲ以テ見レバ是ハ逃げデ  
タルト云フ風ニモ考ヘル、先づ第一ニ第三  
條ニ於キマシテ「前二條ノ勞働者ノ範圍ニ  
關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリ、更  
ニ又邇テ第二條ニナリマシテハ、扶助スル  
コトノ内容ニ至テハ「追テ勅令ノ定ムル所  
ニ依リ」ト云フ風ニ逃ゲテ居ル、又第一條  
ニアリマシテハ此適用ヲ受ケル勞働者ノ資  
格ヲバ或ハ狭メ、或ハ擴ダルト云フ風ナ、  
自由ナル融通ノ利クヤウニ是亦勅令ヲ以テ  
指定スル云々ト云フヤウナ言葉ガ加ヘテア  
ル、或ハ又最後ニ於テ此施行期日ノ問題ハ、  
是亦勅令ヲ以テ定ムトアル、是ハ單ニサウ  
云フヤウナ推定ノ問題デ云フノデハナイ、  
即チ今迄勞働者保護ノ目的ヲ以テ出シタト  
云フ彼ノ工場法ニシテモ、或ハ健康保險法  
ニシテモ、出シタ時ニハ成程案ノ體裁デハ  
如何ニモ勞働者ノ爲ニナルラシク、一時ハ  
印象ヲ與ヘルノデアリマスルガ、是ハ其施  
行細則或ハ勅令ト云フモノ、内容ニ至テ  
ハ、日本工業俱樂部デアルトカ、或ハ紡績  
聯合會デアルトカ、サウ云フヤウナ所カラ  
横槍ガ出テ來テ、何時ノ間ニカ知ラヌ間ニ  
资本家金持等ノ役ニ立ツヤウニシカナラヌ  
骨抜キノ法案トナツタ例ガアルノデアリマ  
ス、ソレデアリマスカラ、何故ニ斯ウ云フ  
風ナ重要ナ點ヲ勅令デ定メルト云フ風ニ逃  
ゲテアルノカ、是ハ十分其彈力性ニ富ム所  
謂融通ノ利ク所デアル、或ハ立法技術ノ問  
題デアルト、斯ウ云フコトニ御答ニナル  
デアリマセウガ、少クトモ今日ノ覺醒シタ  
勞働者ハ斯ノ如キ案ヲ以テ釣ラレ、或ハ騙  
モウ此死シダ人間ノ遺族ガ何處カヘ行シテ  
トカ、證人ヲ何人カ判ヲ捕ヘナケレバナラ  
ス、ソトカト云フ風ナ、此煩瑣ナ手續ガアル爲  
ニ、扶助ガ扶助ニナラヌ、金ハ吳レテモ、  
モウ此死シダ人間ノ遺族ガ何處カヘ行シテ  
カラ漸ク金ガ渡ルトカ、或ハ病氣ノ苦ミヲ  
治メ爲ノ醫者ノ拂ヒモ出來ナイ、死シデカ  
ラ耳糞ホドノ金ガ渡シテ來ルト云フ、斯ウ云  
フ風ナ實情ニナルニ極メ居ルノデアリマ  
ス、ソレカラ第三次ニ此社會政策ノ  
ナル問題ニ關シテ、政府ハ既ニ準備シテ居  
ラレルカ、ソレカラ第三次ニ此社會政策ノ  
定則上カラ見タ質問デアリマスルガ、元  
來斯ウ云フ風ナ問題ハ扶助者ハ事業主デナ  
ク、寧ロ國家ガ其當面ノ責任ニ當ルベキデ





ノアノ答辯振リヲ同ジク眞似テ、顧ミテ他ヲ言ウテ居ルノアリマス、何故ニ此勞働扶助法案ノ中ニ、例ヘバ婦人ノ保護ノ問題ヲ入レルコトガ出来ナカツタカ、解雇ノ場合、或ハ周旋ノ場合、雇入ノ場合ニ付テ、何故入レルコトガ出来ナカツカ、斯ウ云フ極ク理論的ノ根據ヲ聽イテ居ルノアリマス、之ニ付テモウ一遍御答辯ヲ求メタイノデアリマス、最後ノ連帶云々ノ問題ニ付キマシテハ、私ハ本會議デハ述べマセヌ、委員會ニ於テ十分ニ是ハ意見ヲ述ベルコトニ致シマス、

○副議長(清瀬一郎君) 長岡政府委員

(政府委員長岡隆一郎君登壇)

○政府委員(長岡隆一郎君) 重ネテ御答申

上ダマスガ、勞働立法、社會立法ト云フヤウナモノハ、一舉ニシテ理想ノ域ニ到達スルト云フコトハムヅカシイノデアリマス、所謂羅馬ハ一日ニシテ成ラズ、漸進主義ヲ以テ漸次理想ニ近付クト云フコトガ、今日ノ狀況ニ付テ必要デアリマス、或ハ西尾君ノ御話ノヤウニ、一足飛二行ケバ或ハ御満足ニナツタカモ知レマセヌガ、今申上ダマシタヤウニ、勞働立法社會立法ト云フコトハ、一方ニ於テ社會ノ實情ヲ顧慮シテ、漸次其理想ノ域ニ近付クト云フヤウナ點カラ致シマシテ、西尾君ノ御希望ヲ全部貫徹スルコトガ出來ヌコトハ遺憾デゴザイマシタガ、將來或ハサウ云フ點ニ到達スルコトモゴザイマセウ

○副議長(清瀬一郎君) 質問ノ範圍ヲ出ナイヤウニ願ヒマス

○田淵豊吉君(續) 此法案ノ目的ノ爲ニハ無產者モ有產者モ、人間トシテ深刻ニ考へ

ナケレバナラヌ問題デアラウト思フ、此案ハ杜撰デアルカラ私ハ極論ヲ言ヘバ撤回スルカ、或ハ修正シテ出シ直シタラドウカト

云フコトヲ政府ニ聞キタイ、或ハ今ノ案ハ今ノ事情カラ考ヘテ最上ノモノデアルカド

ウカト云フコトヲ聞キタイノデゴザイマス、間ニ合セニヤッタモノダト云フ説ガアル、

ル、サウラシイ、其點ヲ深刻ニ聞キタイ、サウシテ今ノ御答辯ヲ國民ノ前デ「ラヂオ」

デ放送シタイ、政府ガ果シテ嘗テ言フカド

ナカツタラドウスルカ、ソレガツツデアル、

テ、斯ウ云フヤウナ行ハレスヤウナモノヲ出セバ、途中デマゴー<sup>スル</sup>ノデアリマス、

十人以上ト云フコトニシテ、ソレガ行ハレス、間ニ合セニヤッタモノダト云フ説ガアル、

ソレモ宜シイ、併シソレヤラウトスルニハ、大ナル苦痛ヲ忍バナケレバナラヌ、

コトニナル、喧嘩が起ルト云フコトニナ、

テ事業ノ大キイモノデナケレバ立行カナイト云フコトニナル、ソコデ經濟組織、經濟

ノ單位ヲ斯ウ云フ立法ニ依テ變更シテマ

デモ之ヲヤラウトスル意思ガアルカラドウ

カ、ソレモ宜シイ、併シソレヤラウトスルニハ、大ナル苦痛ヲ忍バナケレバナラヌ、

又斯ウ云フ杜撰ナ立法ノ爲ニ其經濟組織ヲ

變更シタ爲ニ、無益ナ苦痛ガ起ルタナラバ、ソレハ政府ノ責任デアル、議會ノ責任デアルト思フ、分リマスカ私ノ言フコトガ

第三ニ私ハ能ク知ラヌガ、今鈴木君ニ聽クト事業主ニハ大キナ奴ト中ノ奴ト下ノ者ト

アル、何方ニナルノカ、三人ノ中カラ政府ガ取テ旨クシテヤルト云フノカ、ソレナラバ右ニ行ケバ左ニ行<sup>テ</sup>取テ吳レ、左ニ

行ケバ右ヘ行<sup>テ</sup>取テ吳レト云フヤウナコトガ起ラヌモノデセウカ、私能ク讀ンデ居ナイガ、三人アルトスレバ、之ニ取リニ行<sup>テ</sup>

テモ宜イ、之ニ取リニ行<sup>テ</sup>モ宜イト云フノデスガ、ソンナコトハ斷ジテ行ハレナイ

ソンナコトデハ日暮レテ道遠シ<sup>テ</sup>扶助ハ出来ナイ、ゴタ<sup>スル</sup>カト云フ時ニ當<sup>テ</sup>ハ、成ベク争フ

少ナクシテ、慎重審議ノ上ヤ<sup>ス</sup>テ行カナケトガ起ラヌモノデセウカ、私能ク讀ンデ居ナイガ、三人アルトスレバ、之ニ取リニ行<sup>テ</sup>

テモ宜イ、之ニ取リニ行<sup>テ</sup>モ宜イト云フノデスガ、ソンナ馬鹿ナコトハ斷ジテ行ハレナイ

ソンナコトデハ日暮レテ道遠シ<sup>テ</sup>扶助ハ出来ナイ、ゴタ<sup>スル</sup>カト云フ時ニ當<sup>テ</sup>ハ、成ベク争フ

少ナクシテ、慎重審議ノ上ヤ<sup>ス</sup>テ行カナケトガ起ラヌモノデセウカ、私能ク讀ンデ居ナイガ、三人アルトスレバ、之ニ取リニ行<sup>テ</sup>

&lt;



本法ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス  
附 則

## 第九 學校及圖書館特別會計法中改正

第九 學校及圖書館特別會計法中改正  
法律案(政府提出) 第一讀會

學校

律案

神戸商業大學移轉改築費ハ大學特別會計  
法第一條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ一般會計ノ  
所屬トス

昭和三年度ニ於テ施行シタル元神戸高等商業學校ノ移轉改築ノ經費並ニ昭和四年度及昭和五年度ニ於テ施行スル神戸商業大學ノ移轉改築ノ經費ニ充當スル爲官立大學資金ノ内百五十四萬八千七百六十圓ヲ限り一般會計ニ繰入ルコトヲ得

附則  
本法ハ昭和四年度ヨリ之ヲ施行ス  
昭和三年法律第五號ハ之ヲ廢止ス

〔政府委員大口喜六君登壇

政府委員（大口喜六君）　只今議題は林原

マシタ神戸商業大學移転工築費ニ關スル  
法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ説明致

、タイト存ジマス、神戸高等商業學校ノ移  
居築ニ關スノ經費、、昭和三年度ノ追加

改築二關不ル経費ハ 时和三年度八月追加  
算ヲ以テ、昭和三年度乃至昭和五年度ニ

ル繼續費トシテ成立致シマシタコトハ、

吉承知ノ通リ云ガリマニ而江元其則源ニ  
キマシテハ、同校ガ移轉後ニ於テ不用ト

ルベキ同校ノ敷地及校舎ヲ買却シテ得タ  
、金ヲ一役會計ニ繰ハレ、コト、故シマシ

、昭和三年法律第五號ノ制定ヲ見タ次第

アリマス、然ルニ該校ハ昭和四年度ヨリ

神戸商業大學に在り、  
其結果官立大學特別會計ノ所屬トナ  
リ。

マスガ、前述ノ豫算ハ既ニ昭和三年度ニ  
一役會計ニ於テ施行中モソアリ

スカラ、便宜上之ヲ一般會計ノ所屬ト致

マスコトノ特例ヲ開キマシテ、且ツ是ガ  
原圖系ニ付ニシテ、同法肆、内客ノ文

源關係ニ付キマシテ 同法律ノ内容ヲ改  
スル必要ガアリマス、其結果本案ヲ提出

、律第十號中改正法律案ニ付キマシテ、

官報號外

實施セラレテ居リマスルニ拘ラズ、今日ニ至ル迄政府ハ其關稅協定ノ内容ヲ嚴謹ニ付シ、國民ヲシテ其内容ヲ知ラシメザルト云フコトハ、日本國民ヲシテ外國ニ對シ、自己ノ知ラザル權利義務ヲ擔ハシメントスルモノニアリマシテ、當ニ官僚外交家ノ態度デアルト謂ハナケレバナラヌノデアル（拍手）政府ガ貴族院ニ於テ申サレタ所ニ依リマスト、交換公文ヲ公ニシナイノハ支那側ノ希望ニ出ヅルガ如キデアリマス、併ナガラ此度ノ關稅協定ニ對スル支那側ノ調印者デアル外交部長ノ王正廷氏ハ、會テ巴里講和會議ノ當時、猛烈ニ日本政府ノ祕密外交ヲ攻撃シタル人ニアリマス、其日本政府ノ祕密外交ヲ攻撃シタル王正廷氏ガ、日本政府ニ對シ日支兩國民ヲシテ普ク知ラシメザルベカラザル交換公文ヲ祕密ニスペキコトヲ要求シタリト云フコトハ、實ニ私ノ解能ハザル所ニアリマス、又若シ王正廷氏ガ斯ノ如キコトヲ…

(拍手) 私ハ外務大臣ガ此機會ニ於テ、此度  
日支兩國政府ノ間ニ調印セラレタル、關稅  
協定ニ關スル交換公文ヲ公表セラレマシ  
テ、日本國民ヲシテ外國ニ對シ如何ナル權  
利義務ヲ負フカヲ明瞭ニ知ラシメラレント  
トヲ希望セザルヲ得ナイノデアリマス(拍  
手) 第二ニ、先年ノ北平關稅特別會議ニ於  
キマシテ、支那政府ハ其關稅增徵ヨリ得ル  
所ノ增收ハ、三分ノ一ヲ割イテ外國ニ對ス  
ル不確實債務ノ償還ニ充テ、次ノ三分ノ一  
ハ釐金稅撤廢ノ基金トナシ、隨テ抵代稅ノ  
即時撤廢ヲ行フト云アコトノ條件ヲ承認シ  
テ居ルノデアリマス、此先年ノ北平關稅特  
別會議ノ委員會ニ於テ、支那政府ノ代表者  
自ラ承認シタル原則ヲ、政府ハ此度ノ關稅  
協定ニ於テ支那當局者ヲシテ承認セシメ得  
タリヤ否ヤ、若シ承認セシメ得タリト致シ  
マスレバ、其内容ヲ明示シテ戴キタイノデア  
リマス、殊ニ西原借款ヲ支那政府ガ、支那  
那ノ日本ニ對シテ償還スペキ義務ヲ有スル  
不確實債務ノ一部トシテ、承認シタルヤ否  
ヤト云フコトヲ明瞭ニシテ戴キタイノデア  
リマス、諸君ガ御承知ノ通り支那ガ外國ニ  
負ウテ居リマスル所ノ不確實債務ハ約十億  
圓ト計算セラレテ居リマス、此十億圓ノ不  
確實債務ニ對シマシテハ、曩ノ北平關稅特  
別會議ノ約束ニ依リマスレバ、關稅增收ノ  
中、三分ノ一ヲ割イテ元利償還ニ當テルコ  
ト、ナツタノデアリマス、即チ第一年ニ於  
テハ二千六百万圓、第二十年目ニ於テハ一  
億四千七百万圓ト定メテ、二十箇年ノ間ニ  
全額ノ不確實債務ノ元利償還ヲ行フベキコ  
トガ決定シテ居ツタノデアリマス、然ルニ私  
ノ漏レ承ル所ニ依リマスレバ、政府ハ國民  
政府ヲシテ此決定ヲ履行セシムルコト能ハ  
ズ、國民政府ハ第一年目ノ關稅增收ノ中  
カヲ、僅ニ五百万圓ダケヲ諸外國ニ對スル  
不確實債務ノ全體ノ元利償還ニ當テルコト  
ズシテ、唯僅ニ最近ノ機會ニ於テ債權者會  
カト云フコトサヘ決定スルコトヲ承諾セ  
ラ、而モ政府ハ之ヲ決定セシムルコト能ハ  
ズシテ、

議ヲ開催シテ、總テノコトヲ決定スルト云  
フガ如キ、曇昧ナル諒解ノ中ニ、新關稅ノ  
實施ヲ承認セラレタト云フコトハ、明ニ現  
内閣ノ失態デアルト謂ハナケレバナラヌ、  
若シシレ西原借款ニ至ラテハ現内閣ニハ最  
モ懸念故ノ密接ナル借款デアル、殊ニ第五十一  
議會ニ於キマシテハ、其西原借款ノ爲ニ累  
繼承スペキ法律案を通過シテ居ルノデアリ  
マスカラ、若シ西原借款ニ對シテ支那ガ其  
セラレテ居ツタ朝鮮、臺灣、興業ノ三銀行ニ  
肩代リシテ、政府自ラ西原借款ノ取立權ヲ  
ケルモノハ即チ日本政府其モノトナルノデ  
アリマシテ、間接ニ國民ノ重大ナル損害デ  
アリマス、然ルニ私ノ漏レ承ル所ニ依レバ、  
元利償還ノ義務ヲ果サミレバ、其損害ヲ受  
ケルモノハ尙ホ未ダ公約セシムルコトハ、西原借款ガ果シシテ支  
那ノ償還スペキ不確實債務ノ中ニ屬スルヤ  
否ヤト云フコトモ、廳事行ハルベキ債權者  
會議ヲ經ナケレバ、實行者デアツタ現内閣  
ニハ、實ニ外國ニ對スル國民ノ權益ヲ監督  
スト稱スル外務大臣ノ失態モ亦甚シト謂ハ  
ナケレバナラナイノデアリマス、殊ニ西原  
借款ノ立案者デアリ、實行者デアツタ現内閣  
ノ勝田文部大臣ノ如キハ、又何ノ面目アッテ  
本議場ニ見ユルヲ得ント謂ハナケレバナラ  
ヌノデアリマス、諸君、又北平關稅特別會  
議ニ於キマシテハ、關稅增收ノ三分ノ一ヲ  
以テ釐金稅撤廢ノ基金トナシ、隨て港ニデ  
外國ノ商品ニ課セラレバキ抵代稅ハ、即時  
撤廢スルコトガ決定セラレタニ拘リマセ  
ズ、現内閣ハ其決定ヲモ實行セシムルニ至  
ラズ、今日政府委員ガ貴族院ニ於テ言明セ  
ラレタ所ニ依レバ、抵代稅ハ尙ホ從來ノ如  
ク徵收セラレツ、アルコトハ明瞭ニ察シ得  
ルノデアリマス、諸君、若シ抵代稅ヲ即時  
撤廢セシムルコトガ出來ナケレバ、我ガ日  
本ノ對支貿易業者ハ七種差等稅率ノ最下級  
ノ稅率ヲ適用セラレ、モノト雖モ、尙且ツ  
從來ノ正稅五分ニ加ヘテ、最下級ノ稅率二  
分五厘、更ニ抵代稅二分五厘、合計一割ノ  
稅金ヲ課セラレナケレバナラナイ狀態ニ殘

課稅二分五厘ニ對シテ、我ガ日本ノ貿易ニ  
損害ヲ與フルモノトシテ、抗議セラレタノ  
デアルガ、今ヤ抗議ノ論據其モノヲ自己ノ  
手ニ依シテ破壊シタルモ同様デアルト謂ハ  
ナケレバナラヌ（拍手）私ハ日本國民ノ支  
那ニ對スル貿易權、並ニ債權擁護ノ爲ニ重  
大ナル關係ヲ有スル附帶條件ニ付テ、政府  
ハ果シテ北平關稅特別會議當時ノ原則ヲ、  
支那ニ承認セシムルコトガ出來ヌカドウカ  
ヲ明瞭ニセラレンコトヲ要求スルノハ、私  
ノ政府ニ對スル當然ノ權利デアルト思ヒマ  
ス（拍手）第三ニ政府ハ曩ニ國民政府ガ日支  
通商條約廢棄ヲ通告シテ參リマシタ時ニ、  
日支通商條約廢棄ハ、明ニ國際信義ヲ無視  
スル暴舉デアルトシテ、國民政府ガ斯ノ如  
キ主張ヲ固持スル限り、日本政府ハ國民政  
府ト如何ナル條約改訂ノ商議ニモ、斷ジテ  
應ズルコトガ出來ヌト抗議セラレタノデア  
リマス、然ルニ此度支那トノ間ニ於キマシ  
テ、日支通商條約中ノ重要ナル一部分デア  
ル關稅輸入率ノ改訂ガ行ハレ、支那ガ決定  
致シマシタ輸入率ヲ其儘承認セラレタト云  
フコトハ、曩ニ支那ノ國民政府ニ對シテ抗  
議セラレタ政府ノ態度ニ比ブレバ、著シキ  
矛盾撞著デアルト謂ハナケレバナラナイ、  
政府ハ其後ニ於テ國民政府ノ態度ニ何等カ  
重大ナル變化ヲ認メラレタノデアルカ、若  
シ重大ナル變化ヲ認メラレタリトスレバ、  
其變化ハ如何ナルモノデアルカ、若シ又政  
府ガ眞ニ國民政府ノ日本ニ對スル態度が緩  
和シ、其信義ガ從前ト異ナルモノアルニ至  
タト云フコトヲ承認セラレマスナラバ、何  
故ニ一步ヲ進メテ他ノ諸外國ト同様ニ此度  
ノ關稅協定ニ當テ、國民政府ニ對シテ關  
稅自主權ヲ承認スルダケノ英斷ニ出ルコトガ  
出來ナカッタノデアルカ、是等ノ點ニ付テ  
モ外務大臣ノ明瞭ナル御答辯ヲ仰ギタイン  
デアリマス、諸君、政府ハ先ニ國民政府ニ  
モ行フコトハ出來ヌト言明セラレタミケデ

ナク、国民政府ハ日本政府ノ對手トスルニ  
危險デアルト云夫見地カラ、張學良ニ對シ  
テ、國民政府ト妥協セザルコトヲ勸告サレ

ガ御承知ノ通り先ノ北平關稅特別會議ニ於キマシテハ

慮セラレタカドウカ、若シ現内閣ノ成立以後我國ノ對支貿易、殊ニ支那ノ中部並ニ南部ニ對スル貿易ガ著シク減退シテ居ル事實

○議長(元田肇君)　此際議長ヨリ一言致シマス、只今ノ――(議場騒然)御静ニ願ヒマス、御静ニ願ヒマス――御静ニ願ヒマス

タ程强硬ナル態度ニ出デラレタコトハ、世人ノ耳目ニ新ナリト謂ハナケレバナリマセヌ（拍手）然ルニ諸君、國民政府ガ其日本政

〔此時發言スル者多シ〕

○議長(元田肇君) 静肅三願ヒマス  
○永井柳太郎君(續) 北平關稅特別會議ニ  
於キマシテハ、我カ日本ガ諸外國ト支那トノ  
ノ間ニ斡旋シテ、諸外國ヲシテ支那ノ關稅  
自主權ヲ承認セシムルコトニ努力シ、此日  
本ノ努力ガ效ク奏シテ、諸外國ハ何レモ玄

○永井柳太郎君(續) 態度ニ憤慨致シマシテ、  
テ、翻テ英國ヤ米國ヤ、佛蘭西ヤ獨逸等  
ノ如キ諸外國ト、關稅自主權承認ニ關スル  
新條約ヲ締結致シマシテ……  
〔此時發言スル者多シ〕  
○議長(元田肇君) 靜肅ニ願ヒマス——靜  
肅ニ願ヒマス  
○永井柳太郎君(續) 其新條約ノ締結ニ  
依シテ、既ニ關稅自主權ヲ承認スル十二ノ  
國家ガ、支那政府ノ背後ニ現レルニ至リマ  
シタ、之ヲ見タル現内閣ハ、先ニ強硬ナル

態度ニ出デマシタ關係ヲモ忘却シ、狼狽ノ餘リ俄ニ國民政府ニ對シテ軟弱ナル方針ヲ執ルニ至リマシタ、現ニ國民政府自ラ天下ニ向テ……

〔此時發言スル者多シ〕

○議長(元田肇君) 静肅ニ願ヒマス  
○永井柳太郎君(續) 各國ガ支那ト新條約ヲ締結シ、關稅自主権ヲ承認シタニ拘ラズ、日本一國ノミハ最後ニ至ルマデ支那ト關稅協定ヲ遂グルコト能ハズ、而モ最後ニ列國ヲ背景トスル支那ノ勢ニ届シテ、關稅協定ヲ調印セラル、コト、ナリ、而モ尚且ニ諸

外國ト同様ニ、關稅自主權ヲ認メル勇氣アリル態度ニ出デ得ナカッタト云フコトハ、折角

建設セラレタ親善ナル關係ヲ破壊スルモノ  
デアッテ、實ニ現内閣ノ對支外交ガ何等一

貫シタル主義方針ヲ有セズシテ、唯強者ニ屈服シ、弱者ノ前ニ傲慢ナルコトノ外何モナイ（登録デアレト謂、ナシバナラム（角

ナレ 話すアカルト言ハセルノテニスナリ  
手)諸君、此強者ノ前ニハ屈服シ、弱者ニ對シテ  
テ傲慢ナル態度ガ、軽テ支那ヲシテ我ガ日

タト云フコトハ、實ニ强硬外交ヲ唱ヘテ居タルト現内閣ガ、事實ニ於テ國民政府ニ降服シタルト同様デアルト謂ハナケレバナラヌト思フノデアリマス(拍手)

臣ヨリ明確ナル御答辯ヲ得ンコトヲ欲スル

○議長(元田肇君) 静肅ニ願ヒマス  
○永井柳太郎君(續) 諸君——諸君、諸君  
〔此時發言スル者多シ〕

官報號外 昭和四年二月六日 衆議院議事速記錄第十二號

日支關稅協定ニ關スル緊急質問

大臣其他ヲ御立ニナルコトデアラウト思ヒマスカラシテ、此後諸君ニ申シテ置キマス——内閣總理大臣兼外務大臣田中義一君

〔國務大臣男爵田中義一君登壇〕

○國務大臣(男爵田中義一君) 只今永井君ヨリ關稅ノ協定ニ付チ樓々御尋ガアリマシタ、先ツ第一ニ關稅會徵ノ關係文書ヲ何故公表シナカトタクト云フコトニアリマス、是ハ茲ニ申シテ置キマスルガ、大正十一年竝ニ大正八年ノ此關稅會徵ニ關スル關係文書モ公表シテ居リマセヌ、先例ヲ申シテ置キマス、併ナガラ……

〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

○議長(元田肇君) 御靜ニ願ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君)(續) 併シナガラ私ハ茲ニ公表シタイモノアルト考ヘテ居ルノデアリマスガ、此文書ハ日本ニ對シテノ此關稅協定ヲ爲スト云フコトニ付テ、日本政府ノ意恩ノ紹介ヲサレタ文書ガ二ツ、ソレカラ債務整理釐金廢止ニ關スル交換文書ガ四通アリマスガ、此文書ハ先方ノ都合ニ依テ暫ク公表セナイヤウニシテ貰ヒタイト云フ希望ガアリマス、是ハ其國ニハ其國ノ自ラ事情アラウト存ズルノデアリマス、併ナガラ諸君モ希望サレ、又今日貴族院ニ於テモ之ヲ希望セラル、ト云フコトモ御尤ト存ズルノデアリマスカラ、先方ノ諒解ヲ得テ之ヲ公表シタイモノアルト考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)ソレカ

テ……

〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

○議長(元田肇君) 御靜ニ願ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君)(續) 此北京ノ關稅會議當時ニ我が主張シタル所ノ此精神ハ出來得ルダケニテ尊重致シテ居ルノデアリマス、又此精神ヲ飽迄保存シ、成ベク之ヲ徹底スルヤウニ努メテ居リマス、併シ只今文書ヲ公表スル譯ニハ行キマセヌケレドモ、此債務ノ整理ニ充ツベキ額ハ、出來得ル限り多額ナランコトニ向シテ努力スルト云フコトハ、今日バカリデハナイ、今後ト雖モ續ケテヤルモノアルト御考ヲ願ヒタイノデアル(拍手)ソレカラ關稅自主權ハ、條約改正ノ時ニ之ヲ爲スノデアリマス、今日ハ關稅自主權ヲ今好シニテ之ヲ認メル必要ハナイ、又此關稅協約ハ關稅自主權ヲ認メテ吳レイト云ウテノ希望カラ起シタ

協約デハナイノデアリマス、又今日ノ比國民政府ノ事態、又此關稅協約ニ於テ出来得ル

ダ々交讓妥協ノ精神ヲ以テ、之ヲ締結サレタト云フ其狀態カラ考へ、其意思カラ考へ、數箇月前ニ條約ヲ一方的ニ廢棄シ、自

ラ制定シタル所ノ所謂臨時便法ヲ強行スル

ガ如キ、國際信義ヲ無視シテ居ル國民政府

デハナイト云フコトヲ、私共ハ能ク諒解ヲ

致シテ居ル(拍手)又對支貿易ノコトニ付テ

御尋デアリマシタガ、大體ニ於テ昨年ハ一

昨年ニ較ベルト、約七割八分ノ增加デアリ

マス、一昨々年ニ較ベルト七分何厘ノ減デ

アリマス、大體是デ御諒解ニナツタ存ジ

マス(拍手)

○永井柳太郎君登壇

○永井柳太郎君(續) 只今外務大臣カラ與ヘラガラ私ハ茲ニ公表シタイモノアルト考

ヘテ居ルノデアリマスガ、此文書ハ日本ニ

對シテノ此關稅協定ヲ爲スト云フコトニ付

テ、日本政府ノ意恩ノ紹介ヲサレタ文書ガ

二ツ、ソレカラ債務整理釐金廢止ニ關スル

交換文書ガ四通アリマスガ、此文書ハ先方

ノ都合ニ依テ暫ク公表セナイヤウニシテ

貰ヒタイト云フ希望ガアリマス、是ハ其國

ニハ其國ノ自ラ事情アラウト存ズルノデ

アリマス、併ナガラ諸君モ希望サレ、又今

日貴族院ニ於テモ之ヲ希望セラル、ト云フ

コトモ御尤ト存ズルノデアリマスカラ、先

方ノ諒解ヲ得テ之ヲ公表シタイモノアルト

考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)ソレカ

テ……

〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

○議長(元田肇君) 御靜ニ願ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君)(續) 併シナガラ私ハ茲ニ公表シタイモノアルト考

ヘテ居ルノデアリマスガ、此文書ハ日本ニ

對シテノ此關稅協定ヲ爲スト云フコトニ付

テ、日本政府ノ意恩ノ紹介ヲサレタ文書ガ

二ツ、ソレカラ債務整理釐金廢止ニ關スル

交換文書ガ四通アリマスガ、此文書ハ先方

ノ都合ニ依テ暫ク公表セナイヤウニシテ

貰ヒタイト云フ希望ガアリマス、是ハ其國

ニハ其國ノ自ラ事情アラウト存ズルノデ

アリマス、併ナガラ諸君モ希望サレ、又今

日貴族院ニ於テモ之ヲ希望セラル、ト云フ

コトモ御尤ト存ズルノデアリマスカラ、先

方ノ諒解ヲ得テ之ヲ公表シタイモノアルト

考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)ソレカ

テ……

〔此時發言スル者多ク議場騒然〕

○議長(元田肇君) 御靜ニ願ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君)(續) 併シナガ

ラ、又貴方が仰シヤル如ク今日ト雖モ既ニ

左様ニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、今後ト

雖モ此債務ノ整理ト云フコトニハ、不斷ノ

努力ヲ要スルト云フコトノ御記憶ヲ願ヒタ

ヨ追加ス

タイナデアリマスガ、其條件ニ關スル協定

ケデナク、若シ御認ニナリマスラバ、其

對支貿易が現内閣組閣以來著シク減退セ

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、是ニテ散會ヲ致シマス、次回ノ議

会ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○議長(元田肇君) 今日ハ日程ハ既ニ終リ

マシタ、是ニテ散會ヲ致シマス、次回ノ議

会ノ日程ハ公報ヲ以テ御知ラセ致シマス

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、一昨年ハ一割八分ノ増加デア

ル、是ハ一昨々年ニ比ブレバ七分カノ減デ

マシタ、斯ウ申シタ、而シテ是ハ如何ナル原

因デ、一昨々年ニ比ベテ七分ノ減デアルカト

申セバ、私ハ支那自體ノ全體ノ比擾亂ノ狀

態ガ斯様ナコトニナツタと思ヒマス

○國務大臣(男爵田中義一君) サウデス、最

後ノ事ヲ私ハ答辯ヲ落シマシタ、貴方ノ今

申シタ如ク、